

第6次 長野県男女共同参画計画

2026年度～2030年度

ジェンダー平等を実現し、
誰もお互いを尊重し暮らしやすい社会づくり



長野県

ごあいさつ



長野県では、これまで、誰もが人権を尊重され、性別にかかわらず、一人ひとりが個性や能力を発揮しながら自分らしく暮らせる社会の実現を目指し、ジェンダー平等の推進に取り組んできました。しかしながら、性別による固定的役割分担意識や意思決定の場における男女比の偏り、賃金格差、家庭における負担の偏りなど、依然として解決すべき課題が残されています。

さらには、人口減少や地域コミュニティの変化、働き方の多様化などにより社会環境が大きく変化する中で、長野県が持続的に発展していくためには、多様な人材が活躍できる社会づくりの重要性が一層高まっています。

こうした状況を踏まえ、第6次長野県男女共同参画計画では、基本テーマに「ジェンダー平等を実現し、誰もがお互いを尊重し暮らしやすい社会づくり」を掲げました。

本計画の推進に当たっては、性別により異なる課題やニーズを踏まえつつ、雇用、福祉、教育、地域づくり、防災など県政のあらゆる施策や事業にジェンダーの視点を取り入れる「ジェンダー主流化」を進めるとともに、部局横断による推進体制とPDCAサイクルの強化により、施策の実効性を高めてまいります。さらに、これらの取組を県内全体へ広げることで、社会構造そのものの変革を促してまいります。

また、従来別々に推進してきたDV防止と困難な問題を抱える女性への支援に関する施策を一体的に展開し、ジェンダーを取り巻く課題の複雑化・多様化に対応してまいります。

本計画は、県や市町村のみならず、事業者や関係団体、そして県民の皆様一人ひとりがそれぞれの立場で考え、行動していくための共通の指針です。ジェンダー平等の実現に向け、共に取り組んでまいりましょう。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心に御審議いただいた長野県男女共同参画審議会及びDV防止・女性支援等専門ワーキンググループの皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただいた県民・関係団体の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和8年（2026年）3月

長野県知事

阿部 奇一

1	はじめに	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	男女共同参画社会づくりに関する基本理念	2
(3)	計画の性格と役割	2
(4)	計画の期間	2
(5)	計画の進行管理	2
2	現在の社会情勢	3
3	国・県の主な動き	5
(1)	国の動き	5
(2)	県の動き	7
4	第5次長野県男女共同参画計画の達成状況	9
	テーマⅠ あらゆる分野における女性の参画拡大・性別による偏りの解消	9
(1)	重点目標1 政治・経済分野等の方針決定過程への女性の参画拡大	9
(2)	重点目標2 雇用等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランスの実現	12
	テーマⅡ 安全・安心なくらしの実現	14
(3)	重点目標3 あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた健康支援	14
(4)	重点目標4 困難な状況に置かれている者への支援と多様性の尊重	15
	テーマⅢ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	15
(5)	重点目標5 男女双方の意識改革・理解の促進	15
(6)	重点目標6 男女共同参画の視点で魅力ある地域の創出	16
(7)	推進体制の強化	17
◆	第5次長野県男女共同参画計画 目標・指標の進捗状況	18
5	重点目標の検討	21
(1)	重点目標の検討の視点	21
(2)	第6次長野県男女共同参画計画の重点目標	21
(3)	第5次・第6次計画の重点目標の比較	22

第2章 計画の内容 23

1 基本テーマ 23

2 重点目標ごとの施策内容 23

- (1) 重点目標1 地域・社会活動における男女共同参画の推進 23
- (2) 重点目標2 職業生活における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画） 27
- (3) 重点目標3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備 31
- (4) 重点目標4 安全・安心なくらしの実現（DV防止基本計画・女性支援基本計画） 33
- (5) 重点目標5 推進体制の整備・強化 36

3 指標及び目標値 38

- (1) 指標の考え方 38
- (2) 指標一覧 38

「DV防止基本計画」及び「女性支援基本計画」に関する具体的な取組施策について 43

参考資料 47

- 1 第6次長野県男女共同参画計画策定の経過 47
- 2 長野県男女共同参画審議会委員名簿 49
- 3 第6次長野県男女共同参画計画策定におけるDV防止・女性支援等
専門ワーキンググループ構成員名簿 50
- 4 関係法令 51

第1章 計画策定の背景

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

長野県では、1980年に「第1次長野県婦人行動計画」を策定して以来、第4次計画まで、女性の地位向上と福祉の充実に向けた施策を推進してきました。1999年には男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）が公布され、これを受けて2001年には第1次長野県男女共同参画計画「パートナーシップながの21」を策定しました。さらに、2002年には議員提案により「長野県男女共同参画社会づくり条例」（以下「条例」という。）が制定され、男女共同参画社会の形成に向けた基本理念や、県・県民・事業者の責務、施策の基本事項が明確にされました。

その後も、概ね5年ごとに計画の改定を重ね、現在は第5次計画のもと、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進しています。これまでの取組により、県職員の課長相当職以上に占める女性の割合が上昇し、男性の育児休業取得率も向上するなど、一定の成果が見られます。また、女性に対する暴力の被害者への支援体制の拡充なども進められてきました。しかし一方で、政策・方針決定過程への女性の参画が進まない分野があることや、男女間の賃金格差が依然として大きいなど、課題が残されています。こうした課題の解決のためには、男性中心の社会構造やシステムの変革が必要であり、あらゆる分野におけるジェンダー・ギャップの解消に向け、今後もさらなる取組の強化が必要です。

ジェンダー平等は、「女子差別撤廃条約」や「北京宣言」、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」、「ジェンダー平等に関するOECD理事会勧告」などに示されているように、普遍的な目標であり、その実現は人権の尊重と個人の尊厳を基盤として進められるべきものです。

2025年には、女性参政権獲得80年、国際女性デー提唱50年、女子差別撤廃条約批准40年、男女雇用機会均等法成立40年という節目の年を迎えました。これらの歴史的意義を振り返るとともに、いまだ残る男女間格差の現状を真摯に受け止め、男女共同参画社会の実現に向けた取組を、より一層強力に推進していく必要があります。

加えて、長野県は、急激な人口減少社会に突入しています。人口減少は、働き方や暮らし方、それを支える価値観などが複雑に絡み合って生じる課題であり、その影響は社会のあらゆる側面に及びます。こうした状況の中で、性別によらず多様な人材が個性を活かして能力を発揮できるようにし、持続可能な社会、未来に希望が持てる社会としていくことが求められています。

第6次長野県男女共同参画計画は、こうした背景を踏まえ、条例が目指す「県民一人ひとりが、性別によって制約されることなく、より伸びやかに暮らせる長野県」の実現に向けて、性別のみならず年齢、国籍、性的指向・性自認（ジェンダーアイデンティティ）などの違いを超えて、誰もが暮らしやすく、多様な幸せ（ウェルビーイング）を享受できる社会の形成を目指す中長期的な取組の方向性を示すものです。

（２）男女共同参画社会づくりに関する基本理念

条例第 3 条から第 8 条までには、男女共同参画社会づくりのために、県民、事業者、県が共有すべき基本的な考え方として次の 6 項目が明記されており、本計画においても基本理念に位置づけるものとします。

- 男女の人権の尊重
- 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際社会の動向を踏まえた取組

（３）計画の性格と役割

- 基本法第 14 条第 1 項の規定及び条例に基づく、知事が策定する県の男女共同参画の推進に関する政策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- 本計画の一部は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 6 条第 1 項に基づく本県の推進計画でもあります。
- 本計画の一部は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 2 条の 3 第 1 項の規定による計画（以下「DV 防止基本計画」という。）及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）第 8 条第 1 項の規定による計画（以下「女性支援基本計画」という。）でもあります。
- 国の「第 6 次男女共同参画基本計画」や、本県の「しあわせ信州創造プラン 3.0」をはじめとする各種計画との整合性を図った計画です。
- 「信州未来共創戦略」の男女共同参画に関する取組を具現化する計画です。
- 県はもとより、市町村をはじめ、すべての県民や事業者、関係団体等が相互に連携しながらそれぞれの立場で自ら考え、行動するために共有する指針となる計画です。

（４）計画の期間

2026 年度（令和 8 年度）を初年度とし、2030 年度（令和 12 年度）を目標年度とする 5 年間を対象とします。

なお、社会情勢の変化等により新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

（５）計画の進行管理

本計画に基づく施策の実施状況や男女共同参画社会づくりの推進状況は、条例第 17 条の規定により毎年その概要をまとめて公表します。

設定した指標及び目標値をもとに、施策の効果を検証し、点検・評価します。また、その結果を次年度以降の取組に反映させる PDCA サイクルを確立します。

2 現在の社会情勢

(1) 急激な人口減少社会への突入

長野県の人口は2002年以降は24年連続で減少しており、2025年の年間人口増減率はマイナス0.82%となり、2002年以降で最大の減少となりました。その内訳は、自然増減が1万8,592人減少である一方で、社会増減が2,357人の増加となっています。2024年の合計特殊出生率は1.30であり、全国の数値を上回ってはいるものの5年連続で低下しています。また、社会増減は外国人の増加により全体としては増加となっていますが、国内移動を見ると東京圏への転出超過が大きく、男性より女性の転出者数が多い状況です。2050年に「7がけ社会」（現在の人口の約7割に減少する社会）が到来することが現実味を帯びており、特に若年層の県外流出が続く中で、地域の活力の維持や産業の担い手の確保が困難になることが懸念されています。

(2) 多様で柔軟な働き方の普及と職場環境の変化

新型コロナウイルス感染症の影響を契機として、テレワークやフレックスタイム制など柔軟な働き方が広がり、働き方の多様化が進展しました。さらに、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展やAI（人工知能）などの新たなテクノロジーの普及は、業務の効率化や生産性の向上をもたらし、働き方そのものを大きく変えつつあります。女性の就業率が上昇傾向にある中で、こうした変化は、性別にかかわらず誰もが働きやすい職場環境づくりを進める上で重要な契機となっています。

(3) 男性の家事・育児参画意識の高まりと依然として残るケア労働の女性への偏り

近年、男性の家事・育児への参画意識が高まり、男性の育児休業の取得率の向上や家庭内での役割分担の見直しが進んでいます。しかしながら、依然として長野県における女性の育児・家事関連時間は他都道府県と比較しても長時間です。また高齢化の進行に伴い、介護を含むケア労働の負担が増加する中で、長時間労働にもつながる男性中心型の労働慣行や、固定的性別役割分担意識の存在などにより、その負担が女性に偏っており、女性の社会への参画を阻む要因となっていることが課題となっています。こうした状況を改善するため、制度の整備と意識改革の両面からの取組が求められています。

(4) 誰もが安心して暮らせる社会の基盤としてのDE&Iの再認識

近年、社会の中で分断や排除といった問題が顕在化する中で、性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向や性自認など、人それぞれの違いを認め合い、尊重し合うことの重要性がこれまで以上に高まっています。こうした背景のもと、「多様性（Diversity）」「公平性（Equity）」「包括性（Inclusion）」、いわゆるDE&Iの考え方は、誰もが安心して暮らすことのできる社会を築くための基盤であることを、改めて認識する必要があります。多様な人々が互いに理解し合い、支え合う社会の実現に向けて、あらゆる場面における取組が求められています。

(5) 暴力・ハラスメント根絶への社会的関心の高まり

性暴力やDV（ドメスティック・バイオレンス）、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど、あらゆる暴力・ハラスメントに対する社会的な関心と問題意識が高まっています。こうした暴力の背景には、ジェンダーに基づく不平等や固定観念が存在する場合があります。被害者の心身の回復と社会的な再出発のための支援体制の充実に加え、加害者に対する適切な対応や、暴力やハラスメントを未然に防ぐための啓発・教育の強化など、包括的かつ継続的な対策が求められています。

(6) 男女で異なる健康課題への対応と仕事と健康の両立支援の必要性の高まり

働き方や生活様式の変化に伴い、性別特有の健康課題が顕在化しています。女性特有の健康課題や、男性のメンタルヘルスの課題に対する理解や支援の必要性が高まる状況を踏まえ、仕事と健康の両立を支援する制度や環境の整備が急務となっています。

(7) ジェンダー平等の視点による防災・復興の推進

大規模災害はすべての人に影響を及ぼしますが、特に女性や子ども、高齢者、障がい者などには、より深刻な影響が出やすい傾向があります。災害時には、性別による役割分担が強まり、女性の家庭責任が増大する一方で、男性は仕事や家庭の経済的責任の面で心身ともに追い込まれる傾向にあります。また、性暴力などの被害が増える懸念もあります。そのため、平常時から男女共同参画の視点を施策に取り入れ、防災・復興の方針決定や避難所運営などに、多様な立場の意見を反映させることが必要です。

3 国・県の主な動き

(1) 国の動き

① 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正

政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れていることから、男女を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備を行うため、政党等のより積極的な取組の促進や、国及び地方公共団体がセクシュアルハラスメント・マタニティハラスメント等への対応を含む環境整備等の施策を強化することなどについて、2021年6月に改正・施行されました。

② 労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法の改正

多様な労働者が安心して働くことができる就業環境の整備を図るため、事業主に対して、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するための雇用管理上必要な措置を講じることを義務付けること、また職場における治療と仕事の両立を促進するため必要な措置を講じることを事業主の努力義務とすることなどについて、2025年6月に改正され、2026年4月から順次施行されることとなりました。

③ 女性活躍推進法の改正

女性の職業生活における活躍を一層推進するため、法の有効期限が10年延長されるとともに、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表義務化の対象拡大や、女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし）の認定要件にセクシュアルハラスメント防止措置の内容公表が追加されることなどについて、2025年6月に改正され、2026年4月から順次施行されることとなりました。

また、基本原則において、女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に留意して行われるべき旨が明確化されました。

④ 配偶者暴力（DV）防止法の改正

DVの被害者保護及び自立支援を強化するため、保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化、基本方針・都道府県基本計画の必要記載事項の拡充（被害者の自立支援のための施策と国・地方公共団体・民間団体の連携・協力について記載）及び関係機関等から構成される配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会の法定化等について、2023年5月に改正され、2024年4月から順次施行されました。

⑤ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」及び「配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項」の策定

DV加害者に自らの暴力の責任を自覚させ、暴力の再発を防ぐ加害者プログラムは、被害者支援の一環として重要な取組であるとして、2023年5月に地方公共団体が加害者プログラムを実施する上での留意事項が国により取りまとめられました。

また、同年9月に国が策定した新たな「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の

ための施策に関する基本的な方針」においても、加害者プログラムの重要性が示されるとともに、都道府県などの自治体が加害者プログラムの実施に取り組むことが望ましいとされています。

⑥ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定・施行

近年の女性をめぐる課題は、被虐待経験や障がいによる生きづらさ、性暴力被害や生活困窮など複雑化・多様化・複合化しており、このような多様な問題を抱える女性に対する「支援」を中心に据えた新しい法律の必要性が指摘されるようになりました。

こうした声を受けて、「女性の福祉」や「人権の尊重・擁護」を目的に、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現を目指して、2022年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、2024年4月に施行されました。

⑦ 「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」の決定

性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化するため、2020年に決定された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」による「集中強化期間」の取組を継続・強化するため、2023年度から2025年度までを「更なる集中強化期間」として位置付け、刑事法の改正と刑事手続きの適切な運用、再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防、切れ目のない手厚い被害者支援の確立、教育・啓発活動を通じた意識改革と暴力予防、インターネット上の性暴力等の新たな課題等への対応を内容とする方針が、国において2023年3月に決定されました。

⑧ 「第6次男女共同参画基本計画」の策定

第5次男女共同参画基本計画（2020年12月閣議決定）以降の、男女共同参画社会の形成に関連する国内外の様々な状況の変化を考慮し、今後5年間に政府が実施する施策の基本的な方向と具体的な取組をまとめた「第6次男女共同参画基本計画」が、2026年3月に閣議決定されました。

⑨ 独立行政法人男女共同参画機構の設立、男女共同参画センターの関係者相互の連携・協働を促進するための拠点としての法的位置づけ

男女共同参画の現状から、意思決定過程への女性の参画や女性の経済的自立等においてなお一層の努力が必要とされていることに鑑み、国の実施体制を強化するため、2025年6月に独立行政法人男女共同参画機構法が成立し、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として、現在の独立行政法人女性教育会館を機能強化する形で、2026年4月1日に独立行政法人男女共同参画機構が新設されることとなりました。

あわせて、男女共同参画社会基本法が一部改正され、男女共同参画センターが「関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点」として法的に位置付けられ、地方公共団体は、センターの機能を担う体制の確保に努めること、また、独立行政法人男女共同参画機構がセンターを支援し、様々な関係者と連携して、施策を推進するための中核的な機関として

の役割を果たすことなどが規定されました。

(2) 県の動き

① 長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」の策定

2023年度から5年間の県政運営の基本となる総合計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」を、2023年3月に策定しました。「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」を基本目標とし、新しい時代に向けて、社会経済システムの転換や施策の新展開・加速化、他に先駆けた取組等を横断的に特に進めていく必要がある政策をピックアップし取り組んでいく「新時代創造プロジェクト」の一つとして、「女性・若者から選ばれる県づくりプロジェクト」を掲げています。

② 「信州未来共創戦略～みんなでつくる 2050 年の NAGANO～」の決定

県内の行政、企業、地域、県民が集う「私のアクション！未来の NAGANO 創造県民会議」により 2024 年 12 月に策定された「信州未来共創戦略」では、様々な主体が共創して 2030 年に目指す旗として、都道府県版ジェンダー・ギャップ指数※において「政治」、「行政」、「教育」、「経済」すべての分野で上位 10 位以内となることなどの目標を掲げています。

今後、創造県民会議の場を活用し、市町村などとともにジェンダー・ギャップ解消に向けた取組を検討・推進する予定です。

※「地域からジェンダー平等研究会」が毎年発表している、政治・行政・教育・経済各分野に関わる 30 項目の指標から算出する、都道府県ごとの男女平等度の指数

③ 「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」の発足

女性の職業生活における活躍の推進に意欲的に取り組むために、知事を含む 3 名のリーダーが発起人となり、県内企業・法人、自治体のリーダーが集い、情報や課題を共有して、更なる行動につなげる場として、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」を 2023 年 9 月に発足しました。

本会では、メンバーが「行動宣言」により、自らの組織における具体的な取組を宣言し、それぞれの取組を進めるとともに、こうした取組を発信し、広く県内のリーダーの意識改革、行動変容の契機としてきました。

発足時 35 名だったメンバーは、2026 年 3 月現在で 70 名に増加し、引き続き、経営者等のリーダーに呼び掛け、活動の輪を広げています。

④ 「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」の検討

本県では、2010 年に策定した「長野県人権政策推進基本方針」に基づき人権政策を総合的に推進してきましたが、社会経済情勢の変化等に伴い人権を取り巻く環境が大きく変化していること、新型コロナウイルス感染症に伴う人権に関する様々な問題の発生、SNS 上の誹謗中傷など、人権課題が一層多様化・複雑化するとともに、他者の人権を侵害する様々な事象が依然として発生していることを踏まえ、人権尊重の理念や重要性を県民と改めて共有するとともに、人権がより尊重される社会を実現するための、包括的に

人権尊重を規定する条例の制定を検討しています。

⑤ 「**長野県パートナーシップ届出制度**」の創設

誰もが多様性や違いを認め、社会や地域で個性や能力を発揮するとともに、人権が尊重され共に支え合って暮らすことができる公正な社会の実現に向けた取組として、性的マイノリティの方々の生きづらさを解消し生活上の障壁を取り除くことを目指し、2023年4月に「長野県パートナーシップ届出制度」を制定し、同年8月に施行しました。

4 第5次長野県男女共同参画計画の達成状況

「第5次長野県男女共同参画計画」（2021年度～2025年度）では、「働き方・暮らし方を変えて、誰もが自分らしく生きられる社会をつくろう」を基本テーマに掲げ、3つの分野別テーマと、それを具体化する6つの「重点目標」及び「推進体制の強化」のもと、取組を推進してきました。

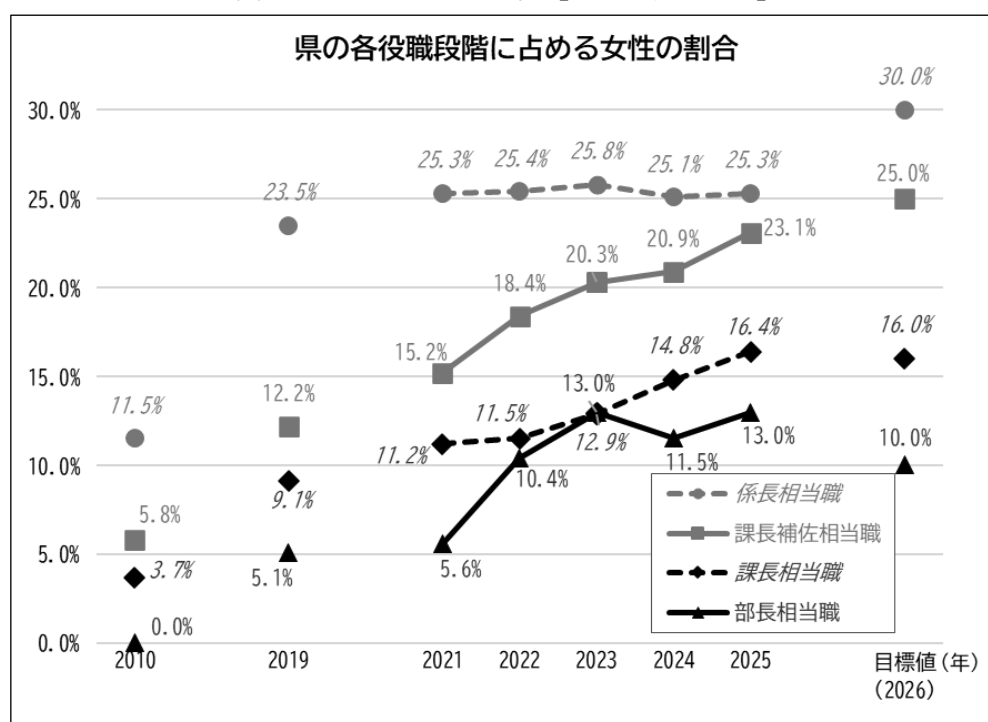
ここでは、重点目標ごとに、第5次計画の達成状況とその要因について記述します。

※それぞれの項目の末尾の【 】は、第6次計画の重点目標設定に向けた課題の分類を示しています。

テーマⅠ あらゆる分野における女性の参画拡大・性別による偏りの解消

（1）重点目標1 政治・経済分野等の方針決定過程への女性の参画拡大

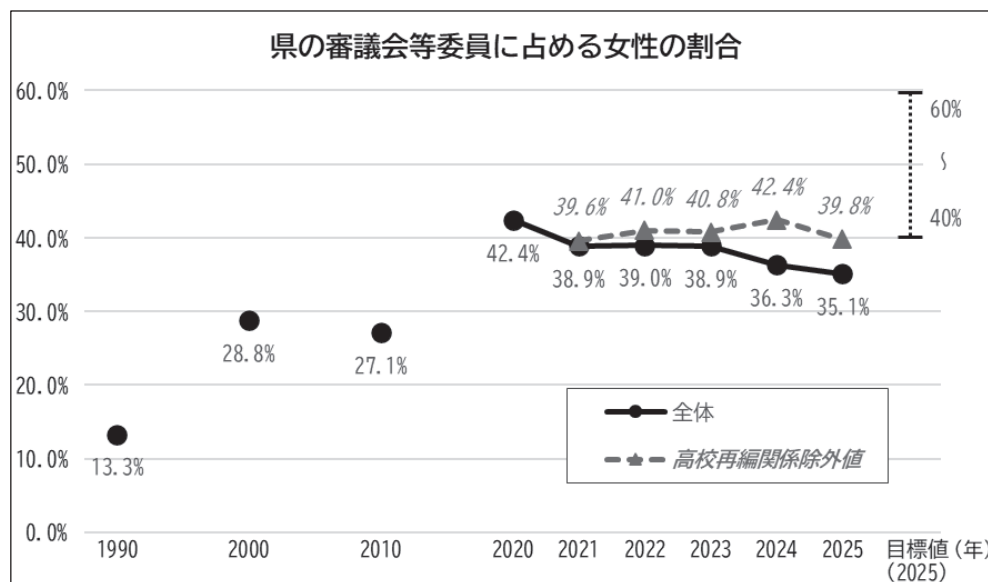
- ① 地方選挙における立候補者の女性割合は、2023年の統一地方選において首長が21.4%、議員が23.7%と、2019年の統一地方選からはそれぞれ増加したものの、目安値の35%には達していません。政治分野への女性の参画促進のためには、県だけでなく多様な主体の行動が必要であり、あらゆる場面における固定的性別役割分担意識を払拭し、男女共同参画の意識を醸成する必要があります。【地域・社会活動】
- ② 本県の各役職段階に占める女性の割合は、2021年から2025年の第5次計画期間中、部長相当職が5.6%から13.0%、課長相当職が11.2%から16.4%と上昇傾向にあります。一方、将来の管理職候補となる係長相当職については、計画期間中25%程度で推移し、伸び悩みが見られます。これは係長候補となる年代は育児期と重なり、職員が育児休業等を取得して職場を離れている時期であることや仕事と育児の両立の負担感が増す時期であることが主な要因として考えられます。【地域・社会活動】



出典：長野県総務部人事課調べ

- ③ 市町村職員の管理・監督職に占める女性の割合も、部局長相当職が2020年の4.9%から2025年には8.4%、課長相当職が2020年の11.2%から2025年には14.9%と県全体としては増加傾向にありますが、17町村で課長相当職以上の女性がゼロであり、市町村間で差が生じていることが課題となっています。【地域・社会活動】
- ④ 公立学校の教頭以上の女性割合は、小・中・特別支援学校において2020年の19.2%から2025年には23.3%、高校では2020年の10.4%から2025年には17.0%へと増加し、それぞれ目標値を上回っています。今後さらに登用を進めるために、女性教員の人材育成と、人材発掘や育成環境を整えていく必要があります。【地域・社会活動】
- ⑤ 警察官に占める女性の割合は、2020年の10.4%から2025年には13.6%へと増加し、目標値を上回っています。今後さらに登用を進めるために、執行力の維持・向上、意欲と能力のある女性警察官の採用、女性警察官のキャリア形成支援と昇任意欲等の向上、男性職員の家庭生活への関わりの促進、職員の意識改革の徹底等が必要です。【地域・社会活動】
- ⑥ 本県の審議会等委員に占める女性の割合は、長期的には上昇していますが、第5次計画期間中では目標である40～60%内を維持できず目標未達となっています。また、女性割合20%未満の審議会等数は増加しています。これらは、2021年度以降に始まった高校再編に関する懇談会等の構成員である教育長や市町村長、校長等に女性が少ないことが影響しています。また、女性の参画が進んでいない分野の審議会等においては、女性適任者の確保が課題となっています。

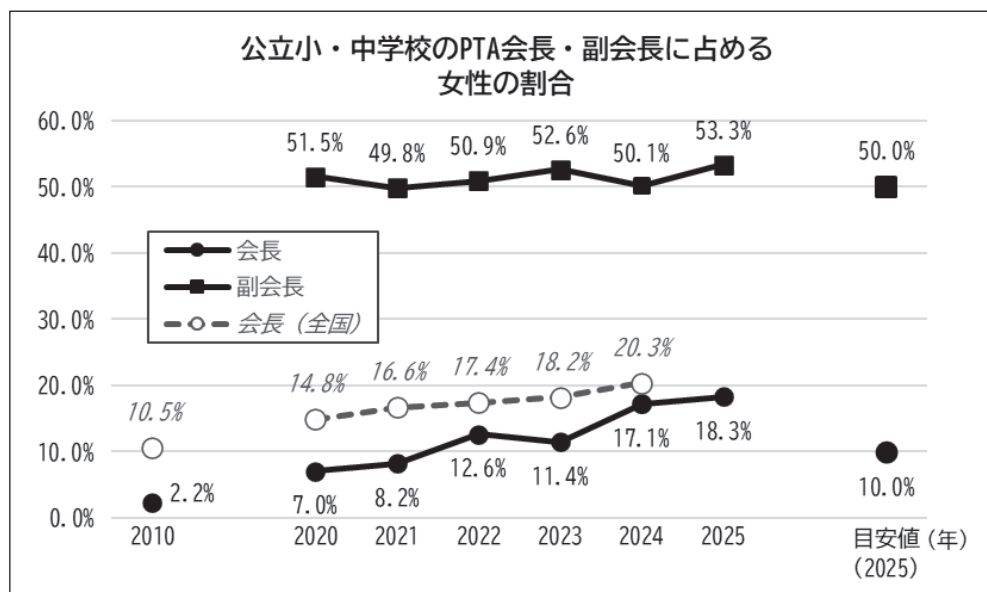
また、市町村においても女性割合が上昇傾向にはあるものの、県と同様に適任者の確保に苦慮している実態があり、委員の選出元である業界団体内での女性役員登用にに向けた働きかけや、候補となる人材の育成が必要となっています。なお、審議会等委員の女性の割合について、目標自体を設定していない町村も存在します。【地域・社会活動】



出典：長野県県民文化部人権・男女共同参画課調べ

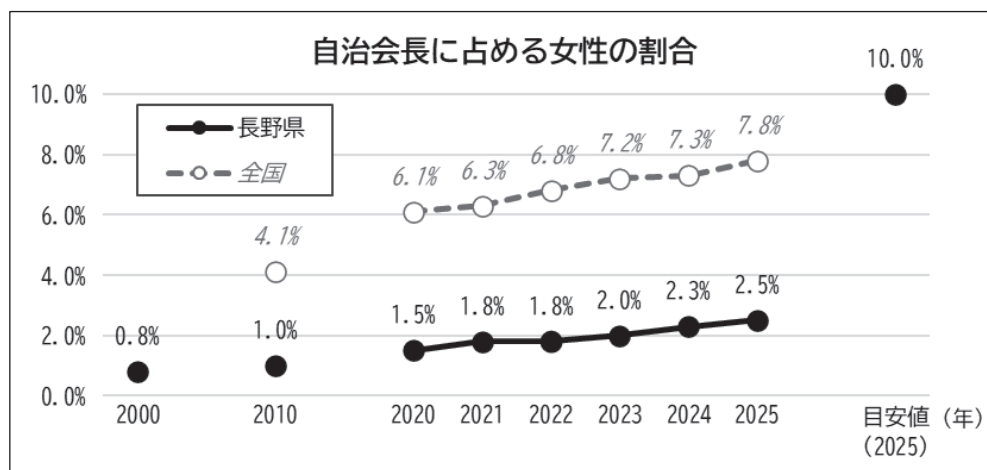
注) 委員総数が多い高校再編関係の懇談会等(2021年度以降設置)が、全体の割合の推移に及ぼす影響が大きいため、参考としてこれを除いた数値を併記

- ⑦ PTA 会長における女性の割合は長期的に上昇しています。第 5 次計画期間中も増加傾向にあり、2025 年には 18.3%と目安値を上回っています。



出典：女性の公職参加状況等調査（長野県県民文化部人権・男女共同参画課）

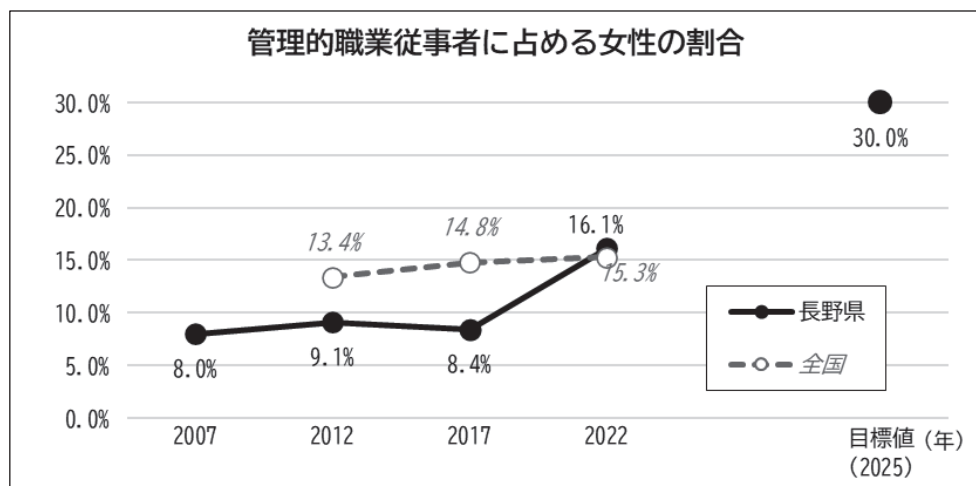
自治会長に占める女性の割合は長期的に上昇していますが、第 5 次計画期間の目安値 10%に対し、2025 年では 2.5%と目標に達しておらず、また全国平均の 7.8%を大きく下回って全国でも最低レベルとなっています。【地域・社会活動】



出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査（内閣府）

2024 年の県民意識調査では、「自治会長や PTA 会長に女性が少ない理由」として最も多かった回答は、「代表は男性が担うことがしきたりや慣習となっている」でした。また、女性が地域活動のリーダーとなるために必要なこととして、約 7 割が「従来からの活動内容やしきたりの見直しによる負担軽減」を挙げており、これらの課題の解消が求められます。【地域・社会活動】

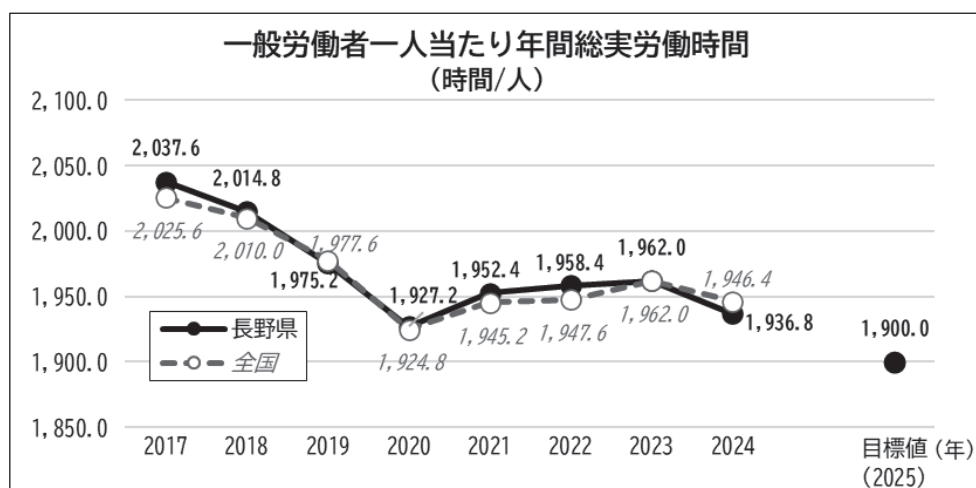
- ⑧ 長野県内の就業者のうち、管理的職業従事者に占める女性の割合は長期的には上昇傾向にありますが、第5次計画の目標値である30%に対して2022年の時点で16.1%と低い状況です。職場において女性のリーダー（管理職）を増やすうえでの課題として、2024年の県民意識調査では、家事・育児・介護などを支援する制度やサービスが不十分であること、転勤などの広域異動が増えること、長時間労働の改善が十分でないことが挙げられています。また、そもそも家事や育児は女性が担うものという固定的性別役割分担意識の解消が必要です。なお、管理的職業従事者に占める女性割合が低いことは、男女間の賃金格差の要因の一つになっているとみられます。【地域・社会活動】 【職業生活】 【意識改革】



出典：就業構造基本調査（総務省）

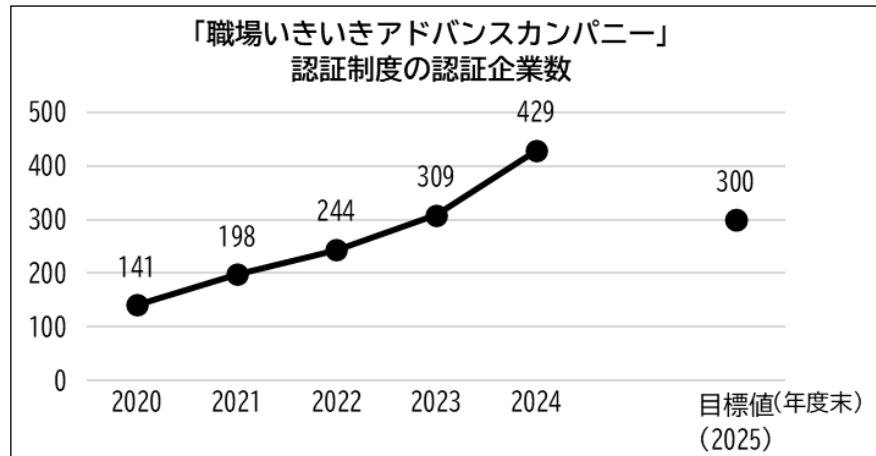
（２）重点目標２ 雇用等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランスの実現

- ① 本県の総実労働時間は長期的には減少しており、2024年には1,936.8時間となっています。厚生労働省によると、日本全体の労働時間は、2020年に新型コロナウイルス感染症の影響で減少し、その後、経済活動の正常化に伴い増加しましたが、近年では働き方改革の進展等もあり減少傾向にあります。本県では第5次計画期間中に多様で柔軟な働き方が大きく進展しましたが、目標値である1,900時間以下は達成できていない状況です。少子高齢化に伴う人手不足がさらに進行していることから、今後は業務の省力化による生産性の向上が課題となっています。【職業生活】



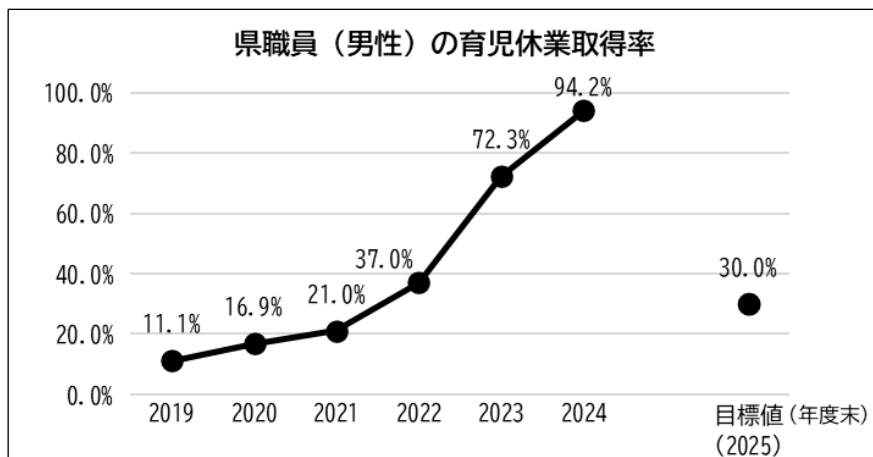
出典：毎月勤労統計調査（厚生労働省）

- ② 本県における 25～44 歳の女性の有業率は 2022 年時点で 83.1%と全国平均（81.1%）を上回っています。一方で、非正規労働者の割合が男性に比べて高いことや、管理職の割合や平均勤続年数における男女差、女性労働者の割合が高い産業の賃金水準が比較的低いことなどが要因となり、本県のフルタイムの仕事に従事する男女間の賃金格差（女性÷男性）は、2020 年から 2024 年までの過去 5 年間の平均が 74.9 と、依然として格差が大きい状況にあります。【職業生活】
- ③ 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の認証企業数は、職場環境改善アドバイザーによる企業訪問や認証取得に伴う優遇措置の拡充などにより、2020 年度末の 141 社から 2024 年度末には 429 社まで増加し目標を達成しています。今後も少子高齢化に伴う人手不足に対応していくため、引き続き取組を推進します。【職業生活】



出典：長野県産業労働部労働雇用課調べ

- ④ 県職員の男性の育児休業取得率は、2020 年度の 11.1%から 2024 年度では 94.2%へと飛躍的に向上し目標を達成しました。また、市町村職員の男性の育児休業取得率（2019 年度：5.1%、2024 年度：52.7%）、県内事業所の男性の育児休業取得率（2020 年度調査：10.9%、2024 年度調査：44.6%）もそれぞれ上昇して目標を達成しています。特に若い世代において、育児はパートナー同士で協力して行うものという意識が高まっていると考えられます。さらなる育児休業取得の促進に向けて、支援制度の周知や安心して育児休業を取得できる職場環境づくりの支援に加え、育休の質を向上させることも求められます。【職業生活】【意識改革】



出典：長野県総務部人事課調べ

- ⑤ 男女間の家事時間の差について、総務省の「令和 3 年社会生活基本調査」によると、本県の 6 歳未満の子どもを持つ妻・夫の 1 日当たりの育児・家事関連時間は、妻が夫の 4 倍であり、家事・育児・介護などのケア労働は依然として女性に大きく偏っている状況です。妻のケア労働を前提とした夫の長時間労働の慣習の是正が必要であり、性別にかかわらずケア労働を担える職場環境づくりが求められています。【職業生活】
- ⑥ 本県では、県内企業・法人、自治体のリーダーによる行動変容や意識改革を通じて働き方改革などを促す取組として、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」が発足するなど、新たな活動が始まっています。【職業生活】

テーマⅡ 安全・安心なくらしの実現

(3) 重点目標 3 あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた健康支援

- ① DV 相談に対応する女性相談支援員は、県内 19 市全てに配置されました。また、女性相談支援員による市町村要保護児童対策協議会への参画は、2020 年の 49 市町村から 2023 年には 59 市町村へと増加し、DV 防止基本計画を策定している市町村数も 2020 年の 47 市町村から 2025 年には 57 市町村へと増加しています。一方で、被害者が身近な場所で安心して適切な支援を受けられる体制の整備に向けて、全ての市町村において DV 防止基本計画及び女性支援基本計画の策定が求められています。また、県・市町村における相談対応者の資質向上に向けた取組も引き続き必要です。【安全安心】

市町村における DV 防止基本計画、女性支援基本計画の策定数

	2020 年	2025 年
DV 防止基本計画 策定市町村数	47	57
女性支援基本計画 策定市町村数	—	3

出典：長野県県民文化部こども若者局児童相談・養育支援室調べ

- ② 2024 年の県民意識調査では、DV の認知度は 2019 年の 85.4% から 2024 年には 86.3%、また、配偶者からの暴力について相談できる窓口があることを「知っている」と答えた県民の割合も 2019 年の 70.3% から 2024 年には 73.7% と微増にとどまっています。特に 20 代では約 3 割が相談窓口の存在を「知らなかった」と回答しており、若年層を中心とした DV 相談窓口等に関する広報・啓発の強化が課題となっています。【安全安心】
- ③ DV 被害への対応においては、女性相談支援センターや女性相談支援員、市町村、警察に加え、児童相談所や性暴力被害者センターなど、幅広い関係機関の連携が不可欠となっています。今後も、関係機関の連携強化による支援体制の充実が求められています。【安全安心】
- ④ 少子高齢化の進行や平均寿命の延伸に伴い、男女ともに健康で自らの能力を発揮できる環境づくりが重要となっています。誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、健康づくりや生活支援の充実が課題となっています。【安全安心】

(4) 重点目標4 困難な状況に置かれている者への支援と多様性の尊重

- ① 困難を抱える女性の支援においては、これまで主に福祉的な支援が中心となっていました。今後は女性の経済的自立支援をより充実させるなど、幅広いジェンダー・ギャップの解消に向けた施策と、DV 防止を含む個別具体的な女性支援を一体的に検討・実施し、総合的に取組を推進していくことが必要です。【安全安心】
- ② 女性に関する諸問題を相談できる県の窓口としては、男女共同参画センター、女性相談支援センター、保健福祉事務所が併存しており、今後はこれらの一層の連携や役割の整理、専門性の向上が必要です。【安全安心】

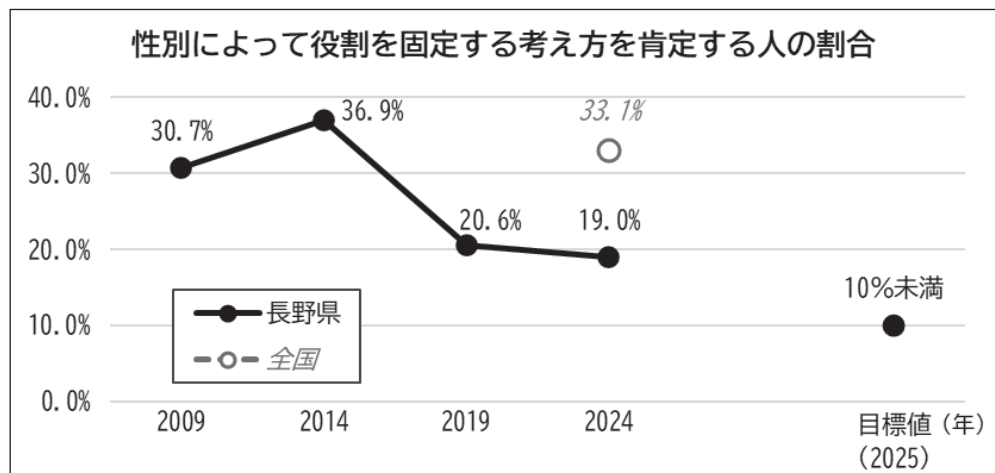
テーマⅢ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

(5) 重点目標5 男女双方の意識改革・理解の促進

- ① 2024 年の県民意識調査では、「性別によって役割を固定する考え方を肯定する人の割合」は 20%前後であり、目標値の 10.0%未満は達成できていません。

固定的性別役割分担意識は、女性が個性と能力を発揮することを妨げる障壁となるばかりでなく、男性にも過度な負担やプレッシャーを強いる要因となり、生きづらさを感じさせるなど、困難な状況に追い込む側面があります。意識の改革は県の取組だけでは実現が難しいことから、産業界や市町村、県民と共に、様々な分野での取組が必要です。

【意識改革】



出典：【長野県】男女共同参画に関する県民意識調査（長野県県民文化部人権・男女共同参画課）

【全国】 男女共同参画に関する世論調査（内閣府）

※全国値は参考値。設問が異なるため単純比較はできない。

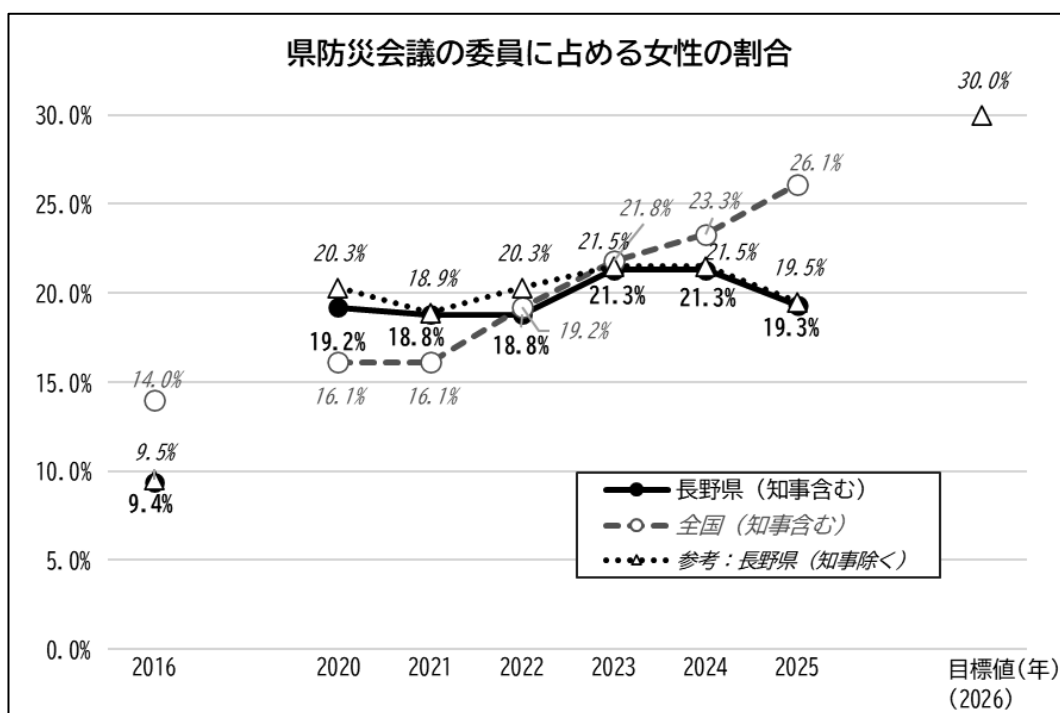
- ② 2024 年の県民意識調査における「社会全体が男女平等であると感じる人の割合」は 4.2%と、2019 年の 9.4%からさらに下落しました。これは、女性の社会進出が進んだ一方で、依然として固定的性別役割分担意識が存在し、地域や職場での女性の活躍や男性の育児参画を妨げていること、また、日本のジェンダー・ギャップは世界の国々の中でも大きいこと、本県の女性管理職割合の低さや男女賃金格差が依然としてあることが原因と考えられ、これらの解消が急務です。意識改革のための教育や広報・啓発とともに

に、様々な場面で男女平等を目に見える形で実現していく必要があります。【地域・社会活動】 【職業生活】 【意識改革】

- ③ 市町村の体制によっては、住民に対して、男女共同参画に関する問題提起や学習の機会を提供する場を設けることが困難な場合があります。【推進体制】

(6) 重点目標6 男女共同参画の視点で魅力ある地域の創出

- ① 誰もが住みやすい長野県とするためには、固定的性別役割分担意識や男女間格差をなくすための一層の取組の推進が必要です。【地域・社会活動】
- ② 本県の防災会議の委員に占める女性の割合は長期的には上昇しているものの、第5次計画期間中は会長である知事を含む数値が2020年の19.2%から2025年の19.3%と、20%前後で推移し目標値30%には達していません。防災会議は法令上または慣例上、機関・団体の長など特定の職にある者が委員になることが多く、要職者の多くが男性であるために女性委員が増えにくいことが課題となっています。【地域・社会活動】



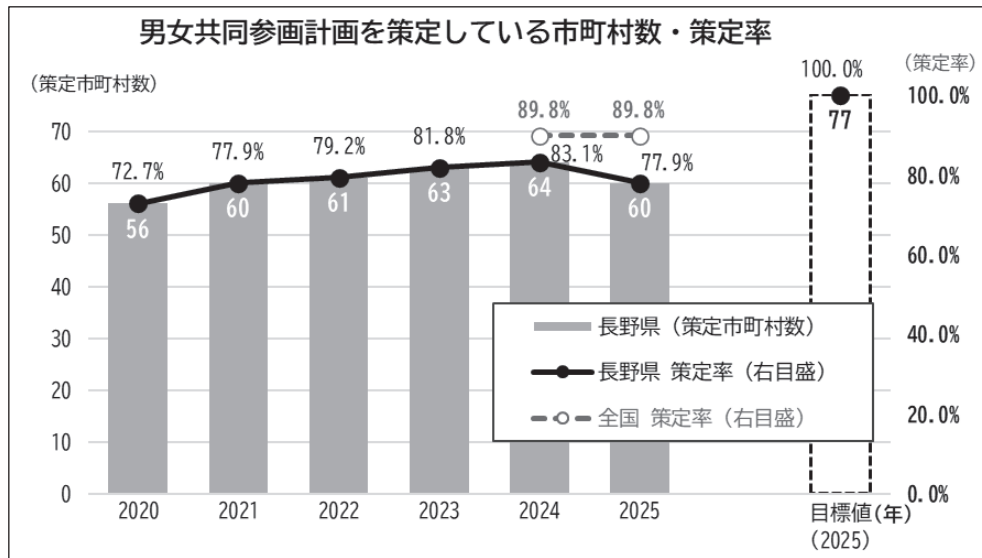
出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査（内閣府）

- ③ 消防吏員の女性割合は、2020年の2.2%から2024年には3.3%で、目安値である5.0%には達していません。また、県内の消防団員に占める女性の割合は2020年の3.4%から2025年には3.9%で、こちらも目安値である5.0%に達していません。これらの要因として、女性が消防業務に対し高いハードルを感じていることが考えられます。地域の共助や支援活動、復興計画の協議の場など、防災分野における女性の参画は、依然として十分とは言えない状況です。【地域・社会活動】
- ④ 農村生活マイスターの認定者数や信州やまほいく認定園数は目標値を達成しています。一方で、誰もが快適に暮らせる地域社会づくりに向けて、市町村の男女共同参画計画策定の推進等、さらなる向上の取組が必要です。【地域・社会活動】

(7) 推進体制の強化

- ① 市町村においては、市町村間の職員体制の差などが、男女共同参画の推進体制にも影響していることが課題となっています。また、男女共同参画計画を策定している市町村数は、2025年には60市町村で、目標である全市町村での策定には至っていません。市町村が広範かつ多岐にわたる男女共同参画施策を総合的かつ効果的に展開していくためには、基本となる市町村計画の策定が不可欠です。一方で、計画が未策定である理由は市町村ごとに異なるため、それぞれの状況を把握した上で、対応していく必要があります。

【推進体制】



出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査（内閣府）

- ② 本県のジェンダー・ギャップを解消するには、県だけでなく市町村や民間企業も含めて長野県全体で取り組んでいく必要があります。そのためには、あらゆる分野にジェンダーの観点を取り入れる「ジェンダー主流化」が有効です。【推進体制】

◆ 第5次長野県男女共同参画計画 目標・指標の進捗状況

第5次計画においては、次の考え方のもと目標・指標を設定しました。

区分	考え方
達成目標	- 男女共同参画社会の実現に向け、すべての県民、関係者と共有する目指すべき目標 県、市町村、県民、事業者、関係団体等あらゆる主体の様々な取組によって実現できる重要項目を、目標値とともに設定
取組目標	達成目標の実現に向けた県の取組でめざす成果を、目標値とともに設定
測定指標	達成目標の実現に向けた県以外の主体による取組の進捗状況を確認する項目を、目安値として設定

(1) 達成目標

達成目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)	現状値 (時点)
社会全体が男女平等と感じる人の割合の増	9.4% (R1)	50% (R7)	4.2% (R6)
性別によって役割を固定する考え方を肯定する人の割合の減	20.6% (R1)	10%未満 (R7)	19.0% (R6)
管理的職業従事者に占める女性の割合の増（県全体）	8.4% (H29)	30%(R7) ※中間目標 15%(R4)	16.1% (R4)
一般労働者の年間総実労働時間の減（時間/人）	1,975.2 時間 (R1)	1,900 時間 (R7)	1,936.8 時間 (R6)
合計特殊出生率	1.57 (R1)	1.84 (R7)	1.30 (R6)
20～30 代人口の社会増	△2,991 人 (R2)	社会増 (R7)	889 人 (R6)

(2) 取組目標

取組目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)	現状値 (時点)	関連 テーマ
県職員の管理監督職以上に占める女性割合の増	部長 5.6% 課長 11.2% 課長補佐 15.2% 係長 25.3% (R3.4)	部長 10.0% 課長 16.0% 課長補佐 25.0% 係長 30.0% (R8.4)	部長 13.0% 課長 16.4% 課長補佐 23.1% 係長 25.3% (R7.4)	I
公立学校の教頭以上の女性割合の増	小・中、特別支援学校 19.2% 高等学校 10.4% (R2)	小・中、特別支援学校 22.0 % 高等学校 13.0% (R7.5)	小・中、特別支援学校 23.3 % 高等学校 17.0% (R7.5)	I
県の審議会等委員の女性割合の維持	42.4% (R2)	40～60%内 (計画期間中)	35.1% (R7.4)	I
女性委員の占める割合が 20%未満の県の審議会等数の減	6 (R2)	0 (R7)	13 件 (R7.4)	I
警察官に占める女性割合の増	10.4% (R2)	12.0%以上 (R8.4)	13.6% (R7.4)	I・III

取組目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)	現状値 (時点)	関連 テーマ
「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の認証企業の増	141 社 (R3.3)	300 社 (R7)	429 社 (R7.3)	I・III
県職員の育児休業取得率（性別）の増	女性 100.0% 男性 11.1% (R1)	女性 現状維持 男性 30.0% (R7)	女性 100.0% 男性 94.2% (R6)	I・III
農村生活マイスターの認定者数の増	16 人/年 (R2)	20 人/年 (計画期間中)	27 人/年 (R7)	I・III
県防災会議の委員に占める女性の割合の増（知事含む）	19.2% (R2)	30.0% (R8)	19.3% (R7.4)	I・III
DV相談に対応する女性相談支援員を配置している市の増	14 市 (R2)	19 市 (R7)	19 市 (R7.4)	II
信州やまほいく（信州型自然保育）認定園数の増	225 園 (R3.4)	280 園 (R6)	316 園 (R7.10)	III
男女共同参画計画を策定している市町村数の増	56 (R2)	77 (R7)	60 (R7.4)	III

（３）測定指標

測定指標項目	基準値 (年度)	目安値 (年度)	現状値 (時点)	関連 テーマ
地方選挙における立候補者の女性割合	首長： 5.6% 議員：18.8% (R1 統一地方選挙)	35% (R7)	首長：21.4% 議員：23.7% (R5 統一地方選挙)	I
市町村職員の管理・監督職（各格付相当職）に占める女性の割合	部局長 4.9% 課長 11.2% 課長補佐 25.2% 係長 33.0% (R2)	部局長 10.0% 課長 16.0% 課長補佐 33.0% 係長 40.0% (R7)	部局長 8.4% 課長 17.0% 課長補佐 27.9% 係長 34.8% (R7)	I
市町村の審議会等委員の女性割合	25.0% (R2)	40～60%内 (R7)	29.0% (R7.4)	I
消防吏員の女性割合	2.2% (R2)	5% (R8)	3.3% (R6.4)	I・III
自治会長に占める女性の割合	1.5% (R2)	10% (R7)	2.5% (R7.7)	I・III
公立小・中学校の PTA 会長・副会長に占める女性の割合	会 長 7.0% 副会長 51.5% (R2)	会 長 10.0% 副会長 50.0%程度 (R7)	会 長 18.3% 副会長 53.3% (R7.4)	I・III
女性の農業委員、農地利用最適化推進委員が選出されている市町村数	70 (R1.10)	77 (R7)	72 (R7.3)	I・III
25 歳から 44 歳までの女性の有業率	80.2% (H29)	現状以上 (R4)	83.1% (R4)	I・III
女性の雇用者に占める正規雇用率	女性 44.3% (H29)	現状以上 (R4)	45.7% (R4)	I・III
市町村職員の育児休業取得率（性別）	女性 97.0% 男性 5.1% (R1)	女性 現状程度 男性 30.0% (R7)	女性 99.1% 男性 52.7% (R6)	I・III

測定指標項目	基準値 (年度)	目安値 (年度)	現状値 (時点)	関連 テーマ
県内事業所の従業員の育児休業 取得率（性別）	女性 96.3% 男性 10.9% (R2)	女性 現状程度 男性 30.0% (R7)	女性 95.1% 男性 44.6% (R6)	I・III
市町村防災会議の委員に占める 女性の割合	6.9% (R2)	15% (R7)	10.4% (R7.4)	I・III
県内の消防団員に占める女性の 割合	3.4% (R2)	5% (R7)	3.9% (R7.4)	I・III
イクボス・あったかボス宣言者数	2,586 人 (R2)	5,000 人以上 (R7)	2,893 人 (R8.2)	I・III
保育所等利用待機児童数の減	46 人 (R2.4)	0 人 (R6)	10 人 (R7.4)	II

5 重点目標の検討

(1) 重点目標の検討の視点

第6次計画では、県・国の社会情勢の変化及び第5次計画の達成状況と、男女共同参画審議会における議論を踏まえ、以下の6つの視点で計画を構成し重点目標を設定します。

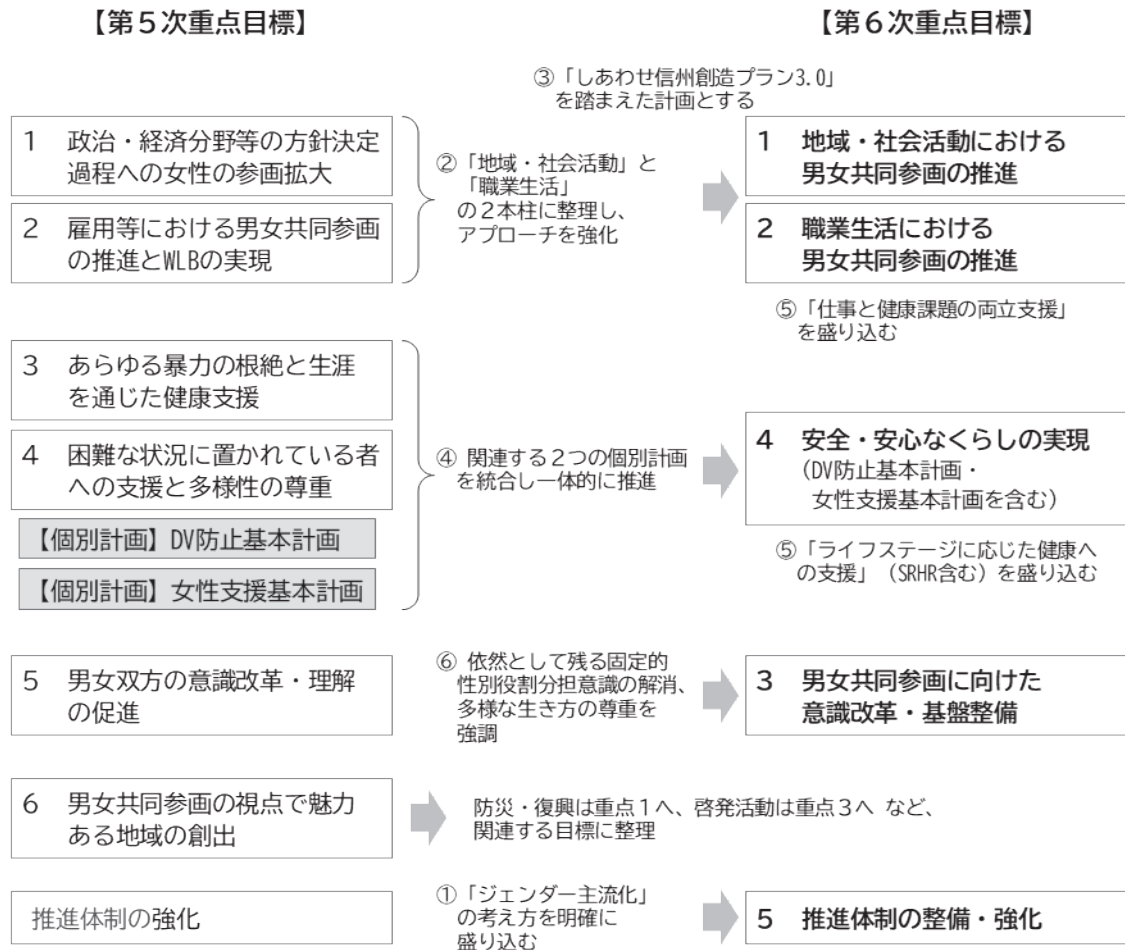
- ① あらゆる分野でのジェンダー平等の実現、ジェンダー・ギャップの解消のため、「ジェンダー主流化」の考え方を明確に盛り込みます。
- ② 「信州未来共創戦略」の県のアクションとして、職場・地域双方からのアプローチによるジェンダー・ギャップの解消を掲げていることを踏まえ、あらゆる分野における女性の参画拡大・性別による偏りの解消のための取組を「地域・社会活動」と「職業生活」の2本柱で整理します。
- ③ 「しあわせ信州創造プラン 3.0」（2023～2027年度）の新時代創造プロジェクトに掲げる「女性・若者から選ばれる県づくり」を踏まえた計画とします。
- ④ 男女共同参画の課題は近年の社会情勢の急速な変化により複雑化しており、DV被害者支援、困難な問題を抱える女性への支援と、幅広いジェンダー・ギャップの解消等の施策を総合的に推進する必要があることから、「DV防止基本計画」及び「女性支援基本計画」の2つの個別計画を統合します。
- ⑤ 生涯を通じて働く女性が増加する中で、「仕事と健康課題の両立支援」及び「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点も含む「ライフステージに応じた健康への支援」の考え方を明確に盛り込みます。
- ⑥ 固定的性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、多様な価値観やライフスタイルの尊重も含めた教育・啓発を充実させます。

(2) 第6次長野県男女共同参画計画の重点目標

本章における計画策定の背景を踏まえた上で、特に「4 第5次長野県男女共同参画計画の達成状況」において【 】で分類した課題に基づき、第6次計画においては、以下の5つの重点目標を設定し、男女共同参画社会の実現とジェンダー平等に向けた取組を進めます。

- 重点目標1 地域・社会活動における男女共同参画の推進
- 重点目標2 職業生活における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）
- 重点目標3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備
- 重点目標4 安全・安心なくらしの実現（DV防止基本計画・女性支援基本計画）
- 重点目標5 推進体制の整備・強化

(3) 第5次・第6次計画の重点目標の比較



第2章 計画の内容

1 基本テーマ

**ジェンダー平等を実現し、
誰もがお互いを尊重し暮らしやすい社会づくり**

2 重点目標ごとの施策内容

ここでは、第1章「4 第5次長野県男女共同参画計画の達成状況」（重点目標ごと）や審議会の意見を踏まえ、第6次計画の重点目標ごとに、「①取り組むべき課題」を整理し、「②課題解決のための施策」と「③重点目標の進捗確認に使用する指標」を記載しています。

（1）重点目標1 地域・社会活動における男女共同参画の推進

① 取り組むべき課題

- a. 政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいない
- b. 地域活動の担い手不足、女性リーダーの不足
- c. 市町村間の男女共同参画の推進体制に格差が存在
- d. 防災分野における女性の参画が不十分

② 課題解決のための施策

a. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 1. 県職員の女性管理職への登用拡大に向けて、積極的な採用広報による女性の県職員志望者の拡大、採用後においてはキャリア開発支援や多様な職務経験を付与するなど計画的な育成に取り組むとともに、柔軟な働き方を可能とするテレワークやフレックスタイム制などの活用により、職員のワーク・ライフ・バランスの実現を進めます。
- 2. 教員が男女共に管理職に挑戦しようと思える組織づくりを進めるため、個々の事情を考慮した育成と配置に取り組むとともに、学校と教員が担うべき業務を明確にし、分業化、協業化、効率化を進め、長時間勤務という働き方を改善します。
- 3. 市町村職員の女性管理職の登用を進めるため、全国の女性活躍に向けた取組事例の情報提供等を行い、市町村の実情に応じた主体的な取組を促進します。
- 4. 政策形成に女性の意見が広く反映されるよう、県の審議会等における委員の男女比の均衡を目指し、女性の登用状況の調査や選任時の協議を通じて登用を妨げる要因の分析を行い、選任方法の改善や女性の意見を反映させるための手法などについて

検討します。

5. 女性の政治参加を広げるための意識向上等をテーマとした講座等の開催により、女性の政治参画の推進を図ります。
6. 女性を含め、多様な人材の政治参画を進めるため、議員を対象としたハラスメント防止のための研修の機会を提供するとともに、議会事務局内にハラスメント相談専用ダイヤルを設置し、被害内容等の聞き取りを行う環境を整備します。
7. 子育て世代に議会を身近に感じてもらうため、議会傍聴をしやすい環境整備の一環として傍聴人向け託児サービスを実施します。

b. 地域・社会活動における女性活躍の推進

1. 自治会・PTA 等の地域・社会活動における女性の参画を推進するため、女性の参画を阻害する要因や課題について調査を実施し、結果の分析を行います。また、これに基づき、市町村等による地域・社会活動における女性参画に対する取組の推進を支援します。
2. 行政協力業務の工夫や ICT 利活用等による、地域・社会活動や PTA 活動のさらなる負担軽減に取り組む好事例の収集・発信を通し、働く世代の持続可能な参画に、市町村、関係団体等と連携して取り組みます。
3. 県の生涯学習推進センターの講座等を通じ、地域課題への対応や持続可能な地域づくりを中核的に担う人材の養成を推進し、性別にとらわれず住民自身が主役となる実践活動を促進します。
4. 長野県公民館運営協議会への事業委託や長野県公民館大会の実施を通じて、地域の公民館において「女性から選ばれる地域づくり」につながる実践活動が促進されるよう支援します。
5. 地域・社会活動における固定的性別役割分担意識の払拭や、従来からのしきたりの見直しなどをテーマとした講座の開催等による啓発に取り組みます。
6. 持続可能な地域づくりのため、市町村や公共的団体等の自主的・主体的な取組への支援を行うとともに、地域の担い手となる人材や対話を通じた地域づくりを促す人材の確保・育成を行います。
7. 地域・社会活動への参画を促す環境づくりの一環として、市町村と連携し、女性のスポーツに対する関心やニーズに応じたプログラムの展開を担う人材の育成・登用の推進を図ります。
8. 地方移住に関心のある女性を対象に、情報発信やセミナー等の開催を通じて移住・定住を促進するとともに、地域と多様に関わる「関係人口」の創出を図ります。

c. 地域・社会活動における女性リーダーの創出

1. 地域・社会活動における女性リーダーの創出に向けた市町村の取組を促すため、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」の活動を通じて、市町村長への働きかけを行います。
2. 市町村における自治会等への女性役員の登用を推進する取組を支援し、地域における意思決定の場への女性の参画拡大を促進します。

3. 女性農業者の経営能力・技術力向上のための研修会の開催や農村生活マイスターの認定等を通じた女性リーダーの育成により、農村女性の社会参画を促進します。

d. 市町村との連携、推進体制への支援

1. 各市町村のジェンダー・ギャップの可視化を通じて、市町村が強みや課題をあらためて認識するとともに、ジェンダー・ギャップ解消のための目標設定や施策の方向性の検討等の取組のきっかけとします。また先進事例の共有等により、市町村の男女共同参画施策の立案を後押しします。
2. 市町村との共催による講座等を通じて啓発・情報発信に取り組み、専門的な知見を取り入れることで啓発活動や情報発信の質を向上させるとともに、オンラインツールを活用して、誰もが時間や場所を問わず学べる環境づくりを進めます。

e. 防災・災害対応、復興の取組における男女共同参画の推進

1. 市町村における防災・災害対応、復興の取組における男女共同参画の推進のため、市町村の現状把握及び強み・弱みの可視化、好事例の共有により市町村の取組を促進します。
2. 県・市町村における防災・復興に関する施策等の推進に当たっては、平常時から、男女共同参画の視点を取り入れて取り組みます。
3. 防災・復興に関する政策方針決定過程への女性の参画の重要性について普及啓発を行います。
4. 防災・復興をテーマに自治会などの地域活動において男女共同参画の視点を取り入れることの意義や必要性について、市町村等と連携して理解促進と普及啓発を進めます。
5. 避難所の運営における男女共同参画の推進と、性別をはじめとするあらゆる被災者の多様性への配慮について、具体的な事例を示しながら市町村に対して実践を促します。
6. 女性が消防団や自主防災組織等の活動に参画できるよう、活動環境の整備、男女共同参画の視点を盛り込んだ防災訓練や研修を実施します。

③ 重点目標の進捗確認に使用する指標

番号	項目
1	自治会長に占める女性の割合の増
2	「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」への参加市町村数の増
3	県職員の各役職段階に占める女性の割合の増
4	県の審議会等委員に占める女性の割合の増
5	女性委員の占める割合が20%未満の県の審議会等数の減
6	女性委員の占める割合が40%以上の県の審議会等数の割合の増

番号	項目
7	公立学校の教頭以上に占める女性の割合の増
8	公立小・中学校の PTA 会長・副会長に占める女性の割合の増
9	県防災会議の委員に占める女性の割合の増（会長含む）

(2) 重点目標2 職業生活における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）

① 取り組むべき課題

- a. 経済分野における男女間格差が存在する
- b. 管理的職業従事者に女性が少ない
- c. 女性のキャリア形成のロールモデルとなる人材の育成が必要
- d. ワーク・ライフ・バランスのより一層の推進が必要
- e. 仕事と健康課題の両立支援が必要

② 課題解決のための施策

a. 職業生活における女性活躍の推進

- 1. 職業生活における女性活躍の推進のため、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」の活動を通じ、企業等のトップの意識改革・行動変容に繋がります。
- 2. 講座等において、企業等の意思・方針決定過程に女性の視点を積極的に取り入れることの重要性や、組織の持続的成長や社会的価値の向上についてテーマに取り上げるとともに、出前講座なども活用し、企業の意識改革のための啓発に取り組めます。
- 3. 公共調達や県行政の各種認定制度等において、仕事と家庭の両立支援など企業の取組を積極的に評価することで、女性が能力を発揮できる環境整備を促進します。
- 4. 国や関係団体等と連携し、誰もが能力を発揮し生き生きと活躍できる職場環境の実現に向けて、企業の柔軟な働き方を可能とする制度導入や企業研修の取組等、職場環境整備の支援を通じた「働きやすさ」と、意欲に応じたキャリア形成ができる「働きがい」が両立する職場環境の整備を促進します。
- 5. 性別による差別、あらゆるハラスメント、ライフイベントを理由とする不利益取扱い等のない職場づくりに向け、企業等に対し、国や関係団体等と連携して関係法令や制度の普及啓発を行います。
- 6. カスタマーハラスメントなど働く場における各種ハラスメントを防止するため、事業主が講ずべき法律に基づく措置等について国や関係団体と連携して周知するとともに、適切な相談体制の整備など、企業等の取組を促進します。
- 7. 農業において、家事も農作業も含めて女性に負担が偏らないよう家族経営協定の締結を推進し、農業経営への女性の参画を促進します。また、ライフステージに応じた柔軟な働き方の導入や ICT 技術の活用等により、女性にも男性にも働きやすい環境整備を推進します。
- 8. 林業において、ICT 技術の活用普及による安全性・生産性の向上を通じた就業者の処遇改善・定着の促進を図ります。また、研修会等を通じた林業事業体の経営基盤の向上強化や福利厚生の実施などに、県、林業事業体、林業関係団体が連携して取り組み、誰もが安心して働ける環境整備を推進します。

b. 職業生活における女性リーダーの創出

- 1. 企業における女性の役員・管理職への登用を促進するため、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」の活動を通じ、企業等のトップに対して組織経営に女性が

参画することの意義や組織・社会に与える効果について発信します。

2. 企業の役員・管理職における男女比率の改善や男女間の賃金格差の是正など、経済分野におけるジェンダー・ギャップを解消するため、企業経営者等を対象に、意識改革の促進や支援体制の整備、人材の育成などの女性リーダーの育成・登用に向けた施策を推進します。
3. 商工業等の女性経営者や後継者向けの研修会等を開催することで、資質向上を図り、経営層への女性参画を推進します。
4. 創業支援拠点である「信州スタートアップステーション」における相談支援やセミナーの開催などにより、女性の起業・創業を促進します。
5. 国や経済団体・労働団体等と連携し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や女性の管理職への登用拡大・職域拡大などに向けた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を促進します。

c. 男女間賃金格差への対応・女性の経済的自立

1. 「長野県女性活躍推進会議」や「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」などの場を通じて、男女間の賃金格差の解消に向けた働きかけを行います。
2. 出産・育児・介護等で離職した女性等に対し、新たなチャレンジに向けた学び直しや再就職の動機づけのため、職業訓練等の機会を提供します。
3. 自営の商工業等を含む小規模事業者等の経営安定のための支援を行い、家族従業者等として働く女性の就業環境の改善を図ります。
4. 国等と連携して男女雇用機会均等法、パートタイム・有期雇用労働法、労働契約法に関する周知・啓発、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定に対する支援を行い、男女の均等な雇用機会・待遇確保及び非正規雇用労働者の雇用環境の改善等の企業の取組を促進します。
5. 女性も活躍できる建設産業の創出を目指し、小・中・高等学校の児童・生徒に対し、こうした分野に興味を持つ機会の創出・拡大を図ります。
6. 理工系分野をはじめ女性の進出が進んでいない産業分野が多い現状があるため、小・中・高等学校の児童・生徒に対し、こうした分野に興味を持つ機会の創出・拡大を図ります。
7. 幼児期から発達段階に応じた学びを保障し、社会的・職業的自立につなげるため、学校・家庭・地域が協働して子ども一人ひとりの主体性や多様性を尊重する教育を推進します。
8. 育児休業明けの教員や教職から離れていた「ペーパーティーチャー」が安心して復帰できるように、最新の教育事情や ICT 活用方法を学ぶ機会を提供し、環境を整備することにより、教育現場における多様な人材の活躍を促進し、持続的な学びの質の向上とジェンダー平等の実現につなげます。

d. 多様で柔軟な働き方の実現と共働き・共育での推進

1. 働き方改革や多様な人材の活躍を実践する企業を「職場いきいきアドバンスカンパ

ニー」として認証し、その取組を広く発信し、県内企業全体の働きやすい職場づくりを促進します。

2. 長時間労働の是正や有給休暇の取得促進といった働き方の見直しに取り組むことが、従業員のウェルビーイングを高め、企業の持続的な成長を支える「人的資本」の充実につながるなど、その意義と重要性について、労使、関係団体、行政が連携して企業等への理解促進を図ります。
3. 労働者の希望する副業等の新たな柔軟な働き方を実現するため、県内企業におけるショートタイムワーク等の多様な働き方の創出を促進します。
4. 出産、育児、介護等と仕事を両立しながら働き続けることができるよう、職場の意識醸成や代替要員の確保といった課題解決を支援し、誰もが気兼ねなく育児休業を取得できる職場環境づくりを国や関係団体等と連携して推進します。
5. 建設ディレクター制度等、女性が育児や介護等のライフステージの変化に柔軟に対応しながら活躍できる機会の創出を支援します。
6. 建設工事等の入札参加資格における、仕事と育児・介護との両立支援策等に取り組む企業への優遇措置や、公共工事の週休2日制促進のための工期設定などにより、建設産業の働き方改革を推進します。
7. 企業における ICT や BIM/CIM（公共事業の計画・設計から施工、管理、更新に至る一連の建設生産システムにおいて3次元モデルを導入し、各段階での情報の一元管理によって業務の効率化・高度化を図る取組）、生成 AI の活用を含む DX 化の推進と、それらを活用するための人材育成を支援することにより、付加価値や生産性の向上を図るとともに、誰もが働きやすく能力を十分に発揮できる職場環境の整備を促進します。
8. 教員の業務負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保するため、AI や1人1台端末など ICT を活用した授業・校務の効率化を推進します。また、ICT スキルの習得や活用事例の共有を通じて、性別やライフステージに関わらず教員が能力を発揮できる環境を整えます。
9. 男性の県職員・教員・警察官の育児参画を推進するための制度について、好事例の提供等による普及啓発や取得促進の働きかけを行います。
10. 県職員、教員、警察官が育児休業後も安心して職場に復帰できるよう、育児支援制度に関する情報提供や、研修等の学びの機会の提供、配偶者の積極的な育児参加の促進に向けた取組を推進します。
11. 育児・介護休業法に基づく育児休業取得促進のための制度について、企業自らの積極的な取組が進むよう、関係機関・団体等と連携して普及啓発を行います。
12. 男性も主体的に家庭生活に関われるよう、固定的性別役割分担意識や男性中心型労働慣行からの脱却に向け、男女共同参画センターの講座や好事例の提供等の啓発活動を行うとともに、企業等への環境整備の働きかけを行います。

e. 育児・介護等の支援の充実

1. 延長保育や病児保育など多様な保育サービスの充実と保育人材等の確保を図り、保

護者の就労形態や家庭事情に応じた地域で子育てを支える取組を推進するとともに、「いい育児の日」の普及啓発や「ながの子育て家庭優待パスポート」の利用促進を通じて、社会全体で子育てを応援する機運醸成に取り組みます。

2. 家族介護者等の負担軽減を図るため、計画的なサービス提供体制の整備、介護人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進に取り組むとともに、市町村における地域包括ケア体制の構築に向けた支援を行います。

f. 仕事と健康課題の両立支援

1. 性別特有の健康課題について職場の理解を促すとともに、性別にかかわらず誰もが治療を受けながら安心して働き続けられる環境の整備について、企業への働きかけを行います。
2. 働く女性の健康支援とキャリア支援の両立に向けた取組の普及を図るため、女性特有の健康課題をテーマとした企業向けの周知啓発を行うとともに、「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度において「治療等と仕事の両立」を認証項目の一つとすることや、職場環境改善アドバイザーによる企業訪問を通じて、女性特有の健康状態への配慮を含む働きやすい職場環境づくりを推進します。

③ 重点目標の進捗確認に使用する指標

番号	項目
10	民間事業所の管理的職業従事者に占める女性の割合の増
11	民間事業所の育児休業取得率の増
12	「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」への参加企業・法人数の増
13	フルタイムの仕事に従事する男女間の賃金格差の縮小
14	一般労働者一人当たり年間総実労働時間（時間/人）の減
15	「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の認証企業数の増
16	県職員（男性）の1か月以上の育児休業取得率の増

(3) 重点目標3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備

① 取り組むべき課題

- a. 固定的性別役割分担意識が依然として根強く残っている
- b. 幼少期からのジェンダー平等教育が必要
- c. 多様化する価値観やライフスタイルの尊重が必要
- d. 実情に合わせた効果的な広報・啓発活動が必要

② 課題解決のための施策

a. 教育・学習の充実

1. 子どもたちが日常生活において影響を受けやすい保護者や教員、地域の方々等に対し、固定的性別役割分担意識の払拭やアンコンシャス・バイアスの解消のための啓発に取り組みます。
2. 学校教育の中で、男女平等と相互協力の意識を高めるために、教職員に対して人権教育研修会を実施します。
3. 子どもの発達段階に応じて、心身の発育・発達と健康、感染症予防、結婚と健康などについて教科等による横断的に学ぶ機会を設けます。また、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動を正し、性に関する正しい知識を身に付けるとともに、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を身に付ける教育を推進します。
4. 情報の真偽を見極める力を育成するとともに、誹謗中傷等のリスクを認識し、青少年がインターネットを安全かつ有意義に活用できるよう、情報モラル教育やいじめ防止教育に取り組みます。
5. 公立小中学校及び県立学校へスクールカウンセラーを配置するとともに、学校生活相談センターの24時間子どもSOSダイヤルやLINE相談を実施し、相談体制を整備します。
6. スクールサポーターによる情報モラル教育やいじめ防止教育の実施、少年サポートセンターによる被害少年への支援などを通じて、学校等と連携しながら、少年の被害防止や加害行為の抑止、人権教育の推進に取り組みます。
7. 暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための教育に取り組むとともに、暴力を容認しない社会をつくるための啓発活動を推進します。
8. 子どもが性被害を認知し訴えることができる意識づけを推進するとともに、精神面の適切なケアや保護・支援を受けられる体制を整備します。
9. 子どもを性被害から守るために、予防のための教育、被害者への支援、子どもの成長を見守り支援する地域づくりを総合的に推進します。

b. 多様な価値観やライフスタイルの尊重

1. ミドル、シニア世代に根付いた固定的性別役割分担意識を払拭し、意識改革を促進するため、広く関心を集めるテーマの検討や、参加しやすい形での講演会の開催などを通じて、広報・啓発活動を実施します。

2. 誰もが固定的性別役割分担意識や性差に基づく人生観、アンコンシャス・バイアスによらず、自らの意思に基づいて、働き方・学び方・生き方を選択できるよう、生涯にわたる教育・学習機会の充実を図ります。
3. 県の生涯学習推進センターの講座等を通じ、生涯にわたる教育・学習機会の充実を図る中で、県民が固定的性別役割分担意識の払拭、自らが望む生き方の選択を可能にする土台づくりをめざします。
4. 人権尊重の理念についての理解を広めるとともに、法律上で保障された権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について、正しい知識の普及を図るとともに、相談体制の充実及び周知を図ります。
5. すべての県民が地域社会の一員として安心して生活ができ、持てる力を発揮できるよう、多様な就業・学習機会の提供や相談支援体制の整備、社会的孤立を防ぐ地域の支え合いの仕組みづくりなど、包摂的な環境づくりを推進します。
6. すべての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合い、活かし合う社会の実現を目指し、障がいを理由とする差別を解消するための体制整備や「障がいの社会モデル」の考え方を広めるための広報啓発などの取組を推進します。
7. 性の多様性に配慮した取組事例の周知等により企業や労働者の理解促進を図るとともに、地域や学校等においても差別・偏見のない環境づくりを推進します。
8. 多様な性のあり方について正しい理解を広め、性的マイノリティに対する差別・偏見の解消を図り、多様性が尊重される環境づくりを進めます。
9. 当事者が抱える困難や生きづらさを解消するため、男女の性別二元論を前提とした身近な制度や慣行等の見直し、相談支援体制の整備などに取り組みます。
10. 若者が抱く結婚や育児に対する不安の解消に向け、ライフデザインを主体的に考える機会を提供します。

c. 広報・発信の充実

1. SNSをはじめとする様々な手法を用いて、男女共同参画の推進に資する好事例等の情報の積極的な発信に努めます。
2. 男女共同参画への理解を深めるため、男女共同参画センターにおいて、参加しやすい形式や魅力的なテーマ・講師による講座の開催、書籍や情報の収集・提供を通じた図書室の利便性向上に取り組むとともに、様々な情報発信手段を活用して、広く県民に対する意識啓発を推進します。
3. より効果的かつ効率的な普及啓発を図るため、講座の共催実施等、市町村との連携による啓発・情報発信に取り組みます。

③ 重点目標の進捗確認に使用する指標

番号	項目
17	性別によって役割を固定する考え方を肯定する人の割合の減

(4) 重点目標4 安全・安心な暮らしの実現(DV防止基本計画・女性支援基本計画)

① 取り組むべき課題

- a. DVなどの様々な暴力等が存在している
- b. 貧困等生活上の困難を抱える者が存在している
- c. ライフステージに応じた健康への支援が必要

② 課題解決のための施策

a. DV防止・被害者支援・加害者への対応

- 1. DVや性暴力等を生み出さない、容認しない社会づくりのための広報・啓発及び教育に取り組みます。
- 2. 若年層や教職員を対象とする研修の実施をはじめ、様々な機会を活用して、デートDVに関する理解促進と認知度の向上に取り組みます。
- 3. 年代にかかわらず、DVをはじめとする主として女性が抱える困難について、必要な時に相談に繋がるよう相談窓口の周知を強化します。
- 4. 女性相談支援員等の資質向上及び連携強化を図るための研修会の開催や支援検討会の実施により、相談支援の体制を強化します。
- 5. 女性相談支援センターの一時保護について、保護の理由や国籍・性別・年齢・障がいの有無等にかかわらず、必要な支援が行われる体制づくりを進めます。
- 6. DV被害者に対する支援の一環として、DV被害の再発防止等に向け、関係者と連携してDV加害者プログラムに基づく加害者の価値観・行動変容のための取組を推進します。
- 7. 困難な問題を抱える女性や同伴する子どもに対する継続的な心身のケアや経済的支援の充実を図ります。
- 8. 思いがけない妊娠により困難な状況に置かれた女性に対する相談支援の充実を図ります。
- 9. 圏域ごとの支援調整会議等において、県・市町村をはじめとする支援機関同士の情報共有や連携強化を図ります。
- 10. 困難な問題を抱える女性への支援を行う民間支援団体との合同研修等により、相互の理解を深めるとともに連携を強化します。
- 11. 市町村によるDV防止や困難な問題を抱える女性への支援の基本計画策定を促進し、県・市町村一丸となった体制づくりを行います。

b. 困難な状況に置かれている者への支援

- 1. ひとり親家庭の親に対する就労支援、養育費の確保、子どもに対する学習支援、居場所づくりなど、世帯の実情に応じた自立に向けたきめ細かな支援を、関係機関や民間支援団体等と連携して行います。
- 2. 困難を抱える子どもや家庭に対する生活・学習支援を通じて、世帯の自立を促し、貧困の連鎖を防止します。
- 3. 家庭の経済状況によって子どもの学力や進学機会等に差が生じないように、それぞれ

の家庭に対する相談支援等のほか、地域社会全体で子どもの成長を支えるしくみづくりを推進します。

4. 多機関の協働により、複合的な課題に対応する包括的な支援体制を構築し、生活困窮世帯の状況に応じた生活・就労相談、住宅確保支援などの自立に向けた取組を実施します。
5. 住宅の確保が困難な状況に置かれているひとり親家庭や DV 被害者等に対し、県営住宅の優先入居などの適切な支援を行い、自立促進を図ります。
6. ニート、ひきこもり等の社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の支援機関の連携強化のため、「子ども・若者サポートネット」を中心としたネットワークづくりを推進します。
7. 犯罪被害者給付制度等、各種犯罪被害者支援制度の運用により、被害者の精神的・経済的負担の軽減を図ります。
8. 性暴力被害者対象の相談窓口を設置し、関係行政機関や医療機関、弁護士等との連携により、迅速な被害者保護とワンストップで相談の具体的解決につなげ、被害からの心身の回復と被害の深刻化防止を図ります。また、相談窓口の周知や担当職員の研修の実施などにより、被害者等が相談しやすい体制を整備します。
9. 男性相談電話の周知を図るなど、生きづらさを抱える男性が安心して相談できる場を提供し、心の負担軽減のための支援を行います。
10. 男性に多く見られるとされる、固定的性別役割分担意識等に起因する自殺や、社会経済情勢の変化に起因する自殺を未然に防ぐため、企業や関係機関・団体等と連携した自殺対策及び心の健康保持に関する施策を推進します。

c. ライフステージに応じた健康への支援、性と生殖に関する健康と権利の啓発

1. 誰もが自らの意思に基づいて尊重され、的確な自己管理が行えるようにするとともに、この考え方に対する社会全体の理解が深まるよう、「性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の理念について、情報提供や啓発に努めます。また、関連施策の推進に当たっては、この理念を十分に尊重し、これを踏まえた対応を推進します。
2. 将来の安心・安全な妊娠のための健康管理に向けた、プレコンセプションケアに関する正しい知識の普及啓発の推進、専門相談及び性に関する教育を行う専門職への研修等の支援体制を推進します。
3. 不妊・不育症等に対する医療助成、不妊・不育専門相談センターでの専門家による相談支援及び妊活ながの等による情報発信を推進します。
4. 妊産婦などが心身の健康を保ちながら、安心して妊娠・出産できるようにするため、市町村や医療・福祉関係者などの支援者に対する必要な専門研修の実施、関係機関との円滑な連携体制の構築により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を受けられる体制を整えます。
5. 【再掲】性別特有の健康課題について、職場の理解を促すとともに、性別にかかわらず、誰もが治療を受けながら安心して働き続けられる環境の整備について、企業への

働きかけを行います。

6. 誰もがスポーツを楽しめる環境づくりのため、指導者、保護者等スポーツに関わる方々に対し、性別特有の健康問題に関する正しい知識の普及や理解促進を図ります。

③ 重点目標の進捗確認に使用する指標

番号	項目
18	DV 防止基本計画の策定市町村数の増
19	女性支援基本計画の策定市町村数の増
20	DV（配偶者等への暴力）の認知度の増 ※
21	デート DV の認知度の増 ※
22	一時保護による支援の満足度（退所時）の向上
23	困難な問題を抱える女性への支援において協働する民間団体等の数の増
24	警察官に占める女性の割合の増

※DV：

身体的暴力に限らず、配偶者等への心身に有害な影響を及ぼす言動（配偶者等には事実婚や生活の本拠を共にする交際相手を含み、暴力行為後関係を解消した者であって引き続き危害を与える恐れがある場合を含む）

デート DV：

身体的暴力に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動（生活の本拠を共にしていない交際相手への暴力）

(5) 重点目標5 推進体制の整備・強化

① 取り組むべき課題

- a. 男女共同参画に対する意識が高まる一方、社会全体のジェンダー平等が進んでいない
- b. あらゆる施策において男女間格差を洗い出し解消するための「ジェンダー主流化」の具体化が必要
- c. あらゆる分野におけるジェンダー平等の実現には、多様な主体との協働による推進が必要

② 課題解決のための施策

a. SDGs の理念に基づく「ジェンダー主流化」の視点を取り入れた施策の展開

1. あらゆる分野におけるジェンダー平等の実現及びジェンダー・ギャップの解消を図るため、性別により異なる課題やニーズを踏まえながら、すべての施策や事業にジェンダーの視点を取り入れて立案・実施していく「ジェンダー主流化」の庁内での浸透及び実践を図ります。
2. 男女間の意識による偏りや格差の現状、その要因や影響を客観的に把握するためのジェンダー統計について、調査手法と施策立案への活用方法について検討を行います。

b. 社会構造の変化、価値観の多様化を踏まえた施策の検討

1. 実効性のある施策を推進するため、本計画の推進状況を評価し次年度以降の取組に反映するとともに、社会情勢の変化や法制度の改正等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

c. 多様な主体との協働

1. 「長野県女性活躍推進会議」や「私のアクション！未来のNAGANO 創造県民会議」などの場を活用し、関係機関、職域団体、市民団体等と情報共有・連携を緊密にし、本計画の浸透を図るとともに、県民と一体となって取組を推進します。
2. 啓発講座等の講師や、広報・啓発事業に対する助言など、地域を熟知している県内有識者との連携を図ります。

d. 推進体制の整備

1. 男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進するため、長野県男女共同参画推進本部を活用し、県組織全体の男女共同参画の意識醸成に取り組むとともに、本計画の進捗状況の共有・管理を行います。
2. 市町村における男女共同参画計画及び女性活躍推進法に基づく推進計画の策定が進むよう、計画未策定の要因を分析するとともに、計画策定に向けた助言等の支援を実施します。
3. 【再掲】男女共同参画への理解を深めるため、男女共同参画センターにおいて、参加しやすい形式や魅力的なテーマ・講師による講座の開催、書籍や情報の収集・提供を

通じた図書室の利便性向上に取り組むとともに、様々な情報発信手段を活用して、広く県民に対する意識啓発を推進します。

4. 独立行政法人男女共同参画機構と連携し、男女共同参画センターの機能の充実に努めます。

③ 重点目標の進捗確認に使用する指標

番号	項目
25	アンケートで、「ジェンダー視点を施策に反映したり、事業実施において何らかの具体的対応・配慮をしている」と回答した県職員の割合の増
26	男女共同参画計画・女性活躍推進法に基づく推進計画の策定市町村数の増
27	男女共同参画センターの名称及び相談窓口の認知度の増

3 指標及び目標値

(1) 指標の考え方

今後5年間にわたり本計画による取組状況の確認・検証を行うため、以下の3区分の指標を設定します。

区分	位置付け	目標値の設定
重点指標	重点目標の達成にあたり特に重要な指標として、重点目標ごとに設定	有
取組指標	重点指標を補完し、より広範な分野の状況を把握するための指標	有
モニタリング指標	計画の進捗を把握するための参考データとして活用する指標	無 ※国計画等で参考値があるものは記載

(2) 指標一覧

注) 備考欄に★印がある指標は、「都道府県版ジェンダー・ギャップ指数」に関連する指標

① 重点指標・取組指標

重点目標1 地域・社会活動における男女共同参画の推進

番号	重点指標	取組指標	項目	現状値 (時点)	目標値 (時点)	出典統計	備考
1	○		自治会長に占める女性の割合の増	2.5% (2025.7.1)	10.0% (2030.7.1)	地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(内閣府)	
2	○		「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」への参加市町村数の増	23 (2026.1.31)	77 (2031.3.31)	人権・男女共同参画課調べ	
3	○		県職員の各役職段階に占める女性の割合の増	部長相当職 13.0% 課長相当職 16.4% 課長補佐相当職 23.1% 係長相当職 25.3% (2025.4.1)	20.0% 26.0% 30.0% 35.0% (2031.4.1)	人事課調べ	★
4	○		県の審議会等委員に占める女性の割合の増	35.1% (2025.4.1)	50.0% (2030.4.1)	人権・男女共同参画課調べ	★
5		○	女性委員の占める割合が20%未満の県の審議会等数の減	13 (2025.4.1)	0 (2030.4.1)	人権・男女共同参画課調べ	
6		○	女性委員の占める割合が40%以上の県の審議会等数の割合の増	61.4% (2025.4.1)	75.0% (2030.4.1)	人権・男女共同参画課調べ	
7		○	公立学校の教頭以上に占める女性の割合の増	小・中・特別支援学校 23.3% 高校 17.0% (2025.5.1)	28.0% 24.0% (2030.5.1)	学校基本調査(文部科学省)	★

番号	重点指標	取組指標	項目	現状値 (時点)	目標値 (時点)	出典統計	備考
8		○	公立小・中学校の PTA 会長・副会長 に占める女性の割 合の増	18.3% 53.3% (2025.4.1)	25.0% 現状の水準を維持 (2030.4.1)	女性の公職参加状 況等調査（人権・男 女共同参画課）	
9		○	県防災会議の委員に占める女性の 割合の増（会長含む）	19.3% (2025.4.1)	30.0% (2030.4.1)	危機管理防災課調 べ	★

重点目標 2 職業生活における男女共同参画の推進

番号	重点指標	取組指標	項目	現状値 (時点)	目標値 (時点)	出典統計	備考
10	○		民間事業所の管理的職業従事者 に占める女性の割合の増	18.8% (2024.4.1)	30.0% (2030.4.1)	雇用環境等実態調 査（労働雇用課）	★
11	○		民間事業所の育 児休業取得率の 増	女性 95.1% 男性 44.6% (2024 年調査)	現状の水準を維持 85.0% (2030 年調査)	雇用環境等実態調 査（労働雇用課）	
12	○		「女性から選ばれる長野県を目 指すリーダーの会」への参加企 業・法人数の増	46 (2026.1.31)	100 (2031.3.31)	人権・男女共同参 画課調べ	
13	○		フルタイムの仕事に従事する男 女間の賃金格差の縮小	74.9 (2020～2024 年平均)	78.0 (2029 年調査)	賃金構造基本統計 調査（厚生労働省）	★
14		○	一般労働者一人当たり年間総実 労働時間（時間/人）の減	1,936.8 時間 (2025.3)	1,848 時間 (2031.3)	毎月勤労統計調査 （厚生労働省）	
15		○	「職場いきいきアドバンスカン パニー」認証制度の認証企業数 の増	429 (2025.3.31)	800 (2031.3.31)	労働雇用課調べ	
16		○	県職員(男性)の 1 か月以上の育 児休業取得率の増	69.2% (2024 年度)	100% (2030 年度)	人事課調べ	★

重点目標 3 男女共同参画に向けた意識改革・基盤整備

番号	重点指標	取組指標	項目	現状値 (時点)	目標値 (時点)	出典統計	備考
17	○		性別によって役割を固定する考え 方を肯定する人の割合の減	29.2% (2026.1)	10%未満 (2031.1)	県政アンケート調 査（人権・男女共 同参画課）※	

※第 6 次計画より出典統計を変更したため、第 1 章における第 5 次計画の達成目標と現状値が一致しない

重点目標 4 安全・安心なくらしの実現

番号	重点指標	取組指標	項目	現状値 (時点)	目標値 (時点)	出典統計	備考
18	○		DV 防止基本計画の策定市町村数 の増	57 (2026.1.1)	77 (2030.4.1)	配偶者暴力防止法 に基づく基本計画 の策定状況等につ いて（内閣府）	

番号	重点指標	取組指標	項目	現状値 (時点)	目標値 (時点)	出典統計	備考
19	○		女性支援基本計画の策定市町村数の増	3 (2025.4.1)	77 (2030.4.1)	女性支援事業実施状況報告（厚生労働省）	
20		○	DV（配偶者等への暴力）の認知度の増	84.0% (2026.1)	100% (2031.1)	県政アンケート調査（児童相談・養育支援室）	
21		○	デートDVの認知度の増	31.6% (2026.1)	100% (2031.1)	県政アンケート調査（児童相談・養育支援室）	
22		○	一時保護による支援の満足度（退所時）の向上	87.5% (2025.3.31)	100% (2030.4.1)	女性相談支援センター調べ	
23		○	困難な問題を抱える女性への支援において協働する民間団体等の数の増	1 (2025.4.1)	6 (2030.4.1)	児童相談・養育支援室調べ	
24		○	警察官に占める女性の割合の増	13.6% (2025.4.1)	15.0% (2031.4.1)	定員管理・人材確保調査（警察庁）	

重点目標5 推進体制の整備・強化

番号	重点指標	取組指標	項目	現状値 (時点)	目標値 (時点)	出典統計	備考
25	○		アンケートで、「ジェンダー視点を施策に反映したり、事業実施において何らかの具体的対応・配慮をしている」と回答した県職員の割合の増	2026年度に把握予定	90.0% (2030年度)	人権・男女共同参画課調べ	
26	○		男女共同参画計画・女性活躍推進法に基づく推進計画の策定市町村数の増	60 47 (2025.4.1)	77 77 (2030.4.1)	地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（内閣府）	
27		○	男女共同参画センターの名称及び相談窓口の認知度の増	6.2% (2026.1)	60.0% (2031.1)	県政アンケート調査（人権・男女共同参画課）	

② モニタリング指標

番号	項目		現状値 (時点)	参考値(時点) 〈出典〉※1	出典統計	備考
1	統一地方選挙の候補者に占める女性の割合	首長 議員	21.4% 23.7% (2023 地方統一選)	35.0% (2030 年) 〈国基本計画〉	統一地方選挙時における総務省調査 (総務省)	
2	県内地方議会議員に占める女性の割合	県 市町村	17.9% 19.5% (2024.12.31)		地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調 (総務省)	★
3	地方自治法(第 180 条の 5)に基づく委員会等委員に占める女性の割合	県 市町村	37.0% 19.2% (2025.4.1)		地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(内閣府)	★
4	市町村職員の各役職段階に占める女性の割合	部局長・次長相当職 課長相当職 課長補佐相当職 係長相当職	9.0% 17.0% 27.9% 34.8% (2025.4.1)	16.0% 24.0% 34.0% 40.0% (2030 年度末) 〈国基本計画〉	地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(内閣府)	★
5	市町村の審議会等委員に占める女性の割合		29.0% (2025.4.1)	40～60% (2030 年) 〈国基本計画〉	地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(内閣府)	★
6	市町村防災会議の委員に占める女性の割合 (会長含む)		10.4% (2025.4.1)	15%(早期)、 更に 30%を 目指す (2030 年) 〈国基本計画〉	地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(内閣府)	★
7	県内の消防団員に占める女性の割合		3.9% (2025.4.1)	10%を目標 としつつ 当面 5 % (2030 年度) 〈国基本計画〉	消防団の組織概要等に関する調査 (消防庁)	
8	消防吏員に占める女性の割合		3.3% (2024.4.1)		消防防災・震災対策現況調査(消防庁)	
9	農村生活マイスターの認定者数		27 人/年 (2025 年度)		農村振興課調べ	
10	25 歳から 44 歳までの女性の有業率		83.1% (2022.10.1)		就業構造基本調査 (総務省)	★
11	雇用者に占める正規雇用率	女性 男性	45.7% 79.2% (2022.10.1)		就業構造基本調査 (総務省)	★
12	県内の女性社長比率		7.1% (2025.10)		長野県・「女性社長」分析調査(帝国データバンク長野支店)	★

番号	項目	現状値 (時点)	参考値(時点) 〈出典〉※1	出典統計	備考
13	保育所等利用待機児童数	10 (2025.4.1)		保育所等利用待機児童数調査（厚生労働省）	
14	市町村職員の育児休業取得率	女性 男性	99.1% 52.7% (2024 年度)	地方公共団体の勤務条件等に関する調査（総務省）	
15	6 歳未満の子どもを持つ妻・夫の 1 日当たりの育児・家事関連時間 ※2	妻 夫	542 分 137 分 (2021 年調査)	社会生活基本調査（総務省）	★
16	四年制大学進学率	女性 男性	49.7% 52.1% (2025.5.1)	学校基本調査（文部科学省）	★

※1 国基本計画：第 6 次男女共同参画基本計画（内閣府）成果目標

※2 6 歳未満の子どもを持つ、夫婦と子どもの世帯の妻と夫の 1 日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間（週全体平均）

「DV 防止基本計画」及び「女性支援基本計画」に関する具体的な取組施策について

33 ページから 35 ページまでの「(4) 重点目標 4 安全・安心なくらしの実現 ②課題解決のための施策」のうち「a. DV 防止・被害者支援・加害者への対応」は、第 6 次計画で統合する「DV 防止基本計画」と「女性支援基本計画」の内容を含むものです。

上記 2 計画の根拠法である「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき定められた施策に関する基本的な方針では、具体的な取組事項等を記載することとされており、また、取組の内容において統合前の 2 計画との整合を図るため、課題解決のための施策ごとに具体的な取組と主な実施機関を以下に記載します。

※ 部分は本文に記載した課題解決のための施策の 1～11 に対応
それぞれに紐づく「○具体的な取組内容（主な実施機関）」を記載

1. DV や性暴力等を生み出さない、容認しない社会づくりのための広報・啓発及び教育に取り組みます。

- 講演会の開催や出前講座の実施等により、DV や性暴力等は、性別にかかわらず誰でも加害者にも被害者にもなり得ることについて、全ての世代を対象に広く周知・啓発を行います。〔人権・男女共同参画課、児童相談・養育支援室、男女共同参画センター、女性相談支援センター、警察〕
- 「女性に対する暴力をなくす運動」(11/12～11/25) において、パープルリボンの着用や講演会の開催等の啓発活動を市町村等と連携し、重点的に行います。〔人権・男女共同参画課、男女共同参画センター、児童相談・養育支援室〕
- 子どもの性被害予防を目的とした研修会等の開催や開催する地域団体等に対する支援を行います。〔次世代サポート課〕

2. 若年層や教職員を対象とする研修の実施をはじめ、様々な機会を活用して、デート DV に関する理解促進と認知度の向上に取り組みます。

- 小学生、中学生、高校生、大学生等を対象としたデート DV に関する講座やリーフレット等の配布を実施し、加害者にも被害者にも傍観者にもならないための意識啓発を行います。〔男女共同参画センター、児童相談・養育支援室〕
- デート DV への理解を深めるため、教職員を対象にした研修の実施や広報・啓発に努め、認知度向上を図ります。〔教育委員会、男女共同参画センター〕
- 他分野の研修会やイベントなどと連携し、これまでデート DV に関心を持っていなかった方にも理解を深めてもらえるよう、情報提供や啓発活動を行います。〔男女共同参画センター〕

3. 年代にかかわらず、DV をはじめとする主として女性が抱える困難について、必要な時に相談に繋がるよう相談窓口の周知を強化します。

- 県内の小学校、中学校、高校、短大、専門学校、大学等を通じ、子どもや若者に対して相談窓口の周知を行います。〔児童相談・養育支援室、教育委員会〕
- 他分野の研修会やイベントなどと連携し、広く県民に対して相談窓口の周知を行います。〔男女共同参画センター、女性相談支援センター〕
- インターネットや SNS での情報発信・街頭啓発活動の実施などのアウトリーチや相談支援等により、支援対象者の早期把握に努めます。〔児童相談・養育支援室、女性相談支援センター〕

4. 女性相談支援員等の資質向上及び連携強化を図るための研修会の開催や支援検討会の実施により、相談支援の体制を強化します。

- 女性相談支援員等へのトラウマインフォームドケア等に関する専門研修の実施等により、支援体制を強化します。〔女性相談支援センター〕
- 女性相談支援員や民間支援団体の支援員等のバーンアウト防止のため、スーパービジョン（メンタルヘルスケア含む）の実施体制を整備します。〔女性相談支援センター、保健福祉事務所〕
- 市町村相談員等の研修機会の拡充と支援検討会の実施により、相談員の資質向上と連携強化を図ります。〔女性相談支援センター、男女共同参画センター〕

5. 女性相談支援センターの一時保護について、保護の理由や国籍・性別・年齢・障がいの有無等にかかわらず、必要な支援が行われる体制づくりを進めます。

- 困難な問題を抱える女性が 24 時間いつでも避難できるよう、休日・夜間の緊急避難支援事業を活用した支援を行います。〔児童相談・養育支援室、女性相談支援センター、保健福祉事務所〕
- 一時保護委託ができる施設を確保するとともに、利用者及び同伴児童等の実情を考慮した柔軟な一時保護の実施に努めます。〔女性相談支援センター〕
- 一時保護（委託）施設の利用者及び同伴児童等に対する心のケアに関する支援の充実を図ります。〔女性相談支援センター〕

6. DV 被害者に対する支援の一環として、DV 被害の再発防止等に向け、関係者と連携して DV 加害者プログラムに基づく加害者の価値観・行動変容のための取組を推進します。

- DV 加害者プログラムの実施団体等との連携を図るなど、DV 加害者プログラムを実施するための体制整備を行います。〔児童相談・養育支援室〕

- 市町村や児童相談所、警察などの関係機関と協力し、DV 加害者がプログラムへ参加できるよう周知・勧奨等を行います。〔児童相談・養育支援室〕

7. 困難な問題を抱える女性や同伴する子どもに対する継続的な心身のケアや経済的支援の充実を図ります。

- 自立に向けた住宅の確保や就業支援を含む経済的支援の充実を図ります。
〔保健福祉事務所、女性相談支援センター、建築住宅課公営住宅室、地域福祉課〕
- 女性自立支援施設に入所している困難な問題を抱える女性及び同伴児童等に対する心のケアに関する支援の充実を図ります。〔女性相談支援センター〕
- 女性相談支援員を中心とした伴走型支援によるアフターケアを実施します。
〔女性相談支援センター、保健福祉事務所〕

8. 思いがけない妊娠により困難な状況に置かれた女性に対する相談支援の充実を図ります。

- 「にんしん SOS ながの」において、思いがけない妊娠を迎えた女性や、妊娠に関連する生活上の困難を抱えた女性への産前産後の相談支援や居場所の提供等の支援を行います。〔児童相談・養育支援室〕

9. 圏域ごとの支援調整会議等において、県・市町村をはじめとする支援機関同士の情報共有や連携強化を図ります。

- 男女共同参画センターや女性相談支援センター等の女性支援に係る県の相談窓口の役割を整理するとともに、支援調整会議等において連携を図ります。
〔児童相談・養育支援室、人権・男女共同参画課、男女共同参画センター、女性相談支援センター、保健福祉事務所、性暴力被害者支援センター、地域福祉課〕
- 支援調整会議等における個別ケース会議等において、被害者の状況に応じた民間支援団体を含む支援機関同士の連携を強化します。〔保健福祉事務所、女性相談支援センター〕

10. 困難な問題を抱える女性への支援を行う民間支援団体との合同研修等により相互の理解を深めるとともに連携を強化します。

- 困難な問題を抱える女性への支援を行う民間支援団体の体制整備に関する支援を実施します。〔児童相談・養育支援室〕
- 女性相談支援員等に対する民間支援団体との連携への理解を促す研修を実施します。〔児童相談・養育支援室、女性相談支援センター〕
- 支援調整会議等の参集範囲に民間支援団体を含めるなど、定期的な情報交換の機会を創出します。〔保健福祉事務所、児童相談・養育支援室、女性相談支援センター〕

11. 市町村による DV 防止や困難な問題を抱える女性への支援の基本計画策定を促進し、県・市町村一丸となった体制づくりを行います。

- 市町村の窓口担当者（女性相談支援員を含む）への基本計画策定など体制強化を促進する会議等を開催します。〔児童相談・養育支援室〕
- 支援調整会議等において、市町村における DV 防止や困難な問題を抱える女性への支援に関する関係機関との連携強化を促進します。〔児童相談・養育支援室〕

なお、以上の 2 計画の具体的な取組の実施状況については、毎年度、長野県児童虐待・DV 防止対策連絡協議会の「DV 被害者支援等に関する分科会」において、把握・評価を行うとともに取組の充実・改善に向けた検討を行います。

また「DV 防止基本計画」及び「女性支援基本計画」に関連する指標は、39 ページからの重点目標 4 の指標一覧のうち、18～23 番が該当します。

参考資料

1 第6次長野県男女共同参画計画策定の経過

日 付	内 容
2024 年 7 月 31 日	令和 6 年度第 1 回長野県男女共同参画審議会 ・男女共同参画社会づくりの推進状況について ・男女共同参画社会づくりの促進に関する県の取組について ・第 6 次長野県男女共同参画計画の策定について ・男女共同参画に関する意識調査の実施について
2024 年 12 月 25 日	令和 6 年度第 2 回長野県男女共同参画審議会 ・第 6 次長野県男女共同参画計画の策定について（諮問） ・第 6 次長野県男女共同参画計画の策定について ・第 5 次長野県男女共同参画計画の目標・指標の進捗状況について ・男女共同参画に関する意識調査の結果について
2025 年 1 月 23 日 ～ 2 月 13 日	市町村及び関係団体への意見聴取 ・男女共同参画・女性活躍推進及び DV 防止・困難な問題を抱える女性への支援の観点からの本県の現状と課題、次期計画に盛り込むべき内容などについて
2025 年 3 月 24 日	令和 6 年度第 3 回長野県男女共同参画審議会 ・第 6 次長野県男女共同参画計画策定における DV 防止・女性支援等専門ワーキンググループについて ・第 6 次長野県男女共同参画計画の策定に係る論点整理について
2025 年 5 月 20 日	第 1 回 DV 防止・女性支援等専門ワーキンググループ ・第 6 次長野県男女共同参画計画の策定及び DV 防止・女性支援等専門ワーキンググループ開催について ・長野県における女性支援の現状について ・女性支援基本計画・DV 防止基本計画の取組状況について ・女性支援基本計画及び DV 防止基本計画に関する取組整理について
2025 年 6 月 17 日	令和 7 年度第 1 回長野県男女共同参画審議会 ・第 6 次長野県男女共同参画計画の骨子案について
2025 年 8 月 22 日	第 2 回 DV 防止・女性支援等専門ワーキンググループ ・第 6 次男女共同参画計画骨子案について ・女性支援基本計画及び DV 防止基本計画の男女共同参画計画への統合に向けて ・女性支援及び DV 防止に関する取組内容（案）について
2025 年 10 月 15 日	令和 7 年度第 2 回長野県男女共同参画審議会 ・第 6 次長野県男女共同参画計画の素案について

日 付	内 容
2025 年 11 月 4 日	第 3 回 DV 防止・女性支援等専門ワーキンググループ ・第 6 次長野県男女共同参画計画の素案について ・第 6 次長野県男女共同参画計画の別冊案について
2025 年 12 月 17 日	令和 7 年度第 3 回長野県男女共同参画審議会 ・第 6 次長野県男女共同参画計画の答申案について ・第 6 次長野県男女共同参画計画の策定について答申
2026 年 1 月 20 日 ～ 2 月 20 日	第 6 次長野県男女共同参画計画（案）に対する県民意見募集 （意見 142 件）
2026 年 3 月	第 6 次長野県男女共同参画計画の決定

2 長野県男女共同参画審議会委員名簿

任期：2024 年 5 月 1 日～2026 年 4 月 30 日

(2025 年 12 月 17 日 (答申日) 時点 五十音順・敬称略)

氏 名	所属等	備 考
蒲生 路子	弁護士	
萱津 公子	元（公社）長野県社会福祉士会会長	
川上 信彦	県議会議員	2025年4月1日 ～2026年3月31日
川上 正彦	長野県公民館運営協議会副会長 松本市松南地区公民館長	
久保田 敏之	長野電鉄（株）代表取締役社長	
正村 宣広	東御市市民生活部人権同和政策課長	
竹村 進	日本労働組合総連合会長野県連合会副事務局長	会長代理
築山 秀夫	長野県立大学グローバルマネジメント学部教授	会長
成澤 由美子	（株）エルズグランドケアアカデミー代表取締役	
原 美奈子	ビジョン（株）グループ執行役員 人材・サステナビリティ戦略統括責任者(CHRO)	
丸山 寿子	県議会議員	2024年5月1日 ～2025年3月31日
山口 のり子	（一社）アウェア代表	
山田 純子	長野県須坂東高等学校長	

3 第6次長野県男女共同参画計画策定における DV 防止・女性支援等専門ワーキンググループ構成員名簿

任期 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

(五十音順・敬称略)

氏 名	所属等	備 考
出澤 総子	有識者 (元りんどうハートながのチーフコーディネーター)	
萱津 公子	学識経験者 (長野大学)	座長
竹内 美香	上田市母子寮 主任生活支援員	
宮下 正典	弁護士	
山口 のり子	(一社) アウェア代表	

4 関係法令

長野県男女共同参画社会づくり条例（平成14年12月26日条例第59号）

目次

前文

第1章 総則（第1条－第13条）

第2章 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の推進

第1節 男女共同参画計画等（第14条－第17条）

第2節 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策等（第18条－第26条）

第3節 苦情の処理等（第27条－第28条）

第3章 長野県男女共同参画推進指導委員（第29条－第32条）

第4章 長野県男女共同参画審議会（第33条－第38条）

第5章 補則（第39条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女子差別撤廃条約の採択など国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた取組が進められてきた。

こうした国際社会や国内の動向を踏まえつつ、女性就業率が高く、女性が農業等の産業における重要な担い手になっている長野県においても、男女共同参画計画の策定を始めとした諸施策を実施してきた。

しかしながら、依然として性別で役割を固定的にとらえる意識が根強く残っており、そのことによる社会のさまざまな場面での男女間の不平等や暴力などの問題が存在し、真に男女平等な社会の実現には至っていない状況にある。

こうした中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、少子高齢化の進展等の社会経済情勢の急速な変化に対応していくためにも、緊急かつ重要な課題となっている。

このような認識に基づき、県民一人ひとりが、性別によって制約されることなく、よりのびやかに暮らせる長野県を、県と県民と事

業者が協働して築くことを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会づくりに関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「男女共同参画社会づくり」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善する上で適切な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会づくりは、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること等男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重）

第4条 男女共同参画社会づくりは、生涯にわたる性並びに妊娠及び出産を含む生殖に関する事項に関し、男女が互いの意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第5条 男女共同参画社会づくりに当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における自由な活動の選択を阻害することのないよう配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第6条 男女共同参画社会づくりは、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第7条 男女共同参画社会づくりは、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職業生活における活動その他の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際社会の動向を踏まえた取組)

第8条 男女共同参画社会づくりの促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会づくりは、国際社会の動向を踏まえながら推進されなければならない。

(県の責務)

第9条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会づくりに関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、県民、事業者及び市町村等と協働するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第10条 県民は、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と

家庭生活その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱いの禁止等)

第12条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別を理由として差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をしてはならない。

3 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアルハラスメント(性的な言動により個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。第25条第1項第3号において同じ。)を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第13条 何人も、公共の場所又は公共交通機関を利用する不特定多数の者に対して表示する情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。

(1) 性別による固定的な役割分担又は男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現

(2) みだりに女性の身体を強調する等の過度の性的な表現

第2章 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の推進

第1節 男女共同参画計画等

(男女共同参画計画)

第14条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めようとするときは、県民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、長野県男女共同参画審議会の意見を聴かなくてはならない。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 県は、男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及

び実施するに当たっては、男女共同参画社会づくりに配慮するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、男女共同参画社会づくりを促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表等)

第17条 知事は、毎年、県が講じた男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の実施状況及び男女共同参画社会づくりの推進状況について、その概要を公表しなければならない。

2 県は、男女共同参画社会づくりの推進状況を勘案し、県の施策等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第2節 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策等

(広報活動の充実)

第18条 県は、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるため、男女共同参画社会づくりに関する広報活動の充実その他の措置を講ずるものとする。

(教育活動等による意識の醸成)

第19条 県は、男女共同参画社会づくりについて教育の果たす役割の重要性にかんがみ、学校教育その他のあらゆる教育活動及び学習活動により、個人の尊重、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動との両立支援)

第20条 県は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができるように必要な支援を行うよう努めるものとする。

(自営業における環境整備)

第21条 県は、自営の農林業、商工業等に従事する女性が、正当な評価のもとに、その主体性をいかし、その能力を十分に発揮して、対等な立場で方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるための環境整備に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第22条 県は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の調査研究において必要があると認める場合は、事業者の協力を得た

上でその事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第23条 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画社会づくりの促進に関する活動並びに市町村が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置等)

第24条 県は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を実施し、並びに県民及び事業者による男女共同参画社会づくりに関する活動を支援するための総合的な拠点施設を設置するとともに、全県にわたり男女共同参画社会づくりを推進する体制を整備して、これら施策の充実を図るものとする。

(県の職場における環境整備等)

第25条 県は、県の職員が勤務する職場において、次に掲げる取組を行うものとする。

(1) 性別による固定的な役割分担意識を払しょくするための取組

(2) 男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うための支援

(3) セクシュアルハラスメントその他の男女共同参画社会づくりを阻害する要因による人権侵害のない環境の整備

2 県は、県の職員について、女性の登用を促進し、及び職域を拡大するための総合的な取組を推進するものとする。

(附属機関の委員等の構成)

第26条 県は、附属機関の委員等について、できる限り男女の数が均衡した構成とするよう努めるものとする。

第3節 苦情の処理等

(苦情の申出等)

第27条 県民及び県内に事務所又は事業所を有する事業者は、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策若しくは男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合又は男女共同参画社会づくりを阻害する要因によって人権を侵害された場合は、知事に対し、その旨を申し出ることができる。

2 知事は、前項の申出を受けた場合において必要があると認めるときは、関係する他

の県の機関に対し、当該申出に対する対応を求めることができる。

- 3 知事及び前項の規定により対応を求められた関係機関は、第1項の申出に対し、男女共同参画社会づくりの推進に資するよう、迅速かつ適切に対応するものとする。
- 4 知事及び前項の関係機関は、第1項の申出が男女共同参画社会づくりを阻害する要因によって人権を侵害された場合についてのものであるときは、その関係者に対して、協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望その他の行為を行うことができる。

(不服の申出)

- 第28条 前条第1項の申出を行った者で、同条第3項及び第4項の対応等に対して不服があるものは、長野県男女共同参画推進指導委員に対し、書面により、その旨を申し出ることができる。
- 2 長野県男女共同参画推進指導委員は、前項の申出を受けた場合においては、別に定めるものを除き、その内容を審査し、申出者に対しその結果及び理由を書面により通知しなければならない。
- 3 長野県男女共同参画推進指導委員は、第1項の申出が男女共同参画社会づくりを阻害する要因によって人権を侵害された場合についてのものであるときは、その関係者に対して、協力を得た上で資料の提出及び説明を求めることができる。
- 4 長野県男女共同参画推進指導委員は、第2項の審査の結果必要があると認めるときは、関係する県の機関に対し、是正若しくは改善の措置を講じ、又は前項の関係者に対する助言、是正の要望その他の行為を行うよう勧告することができる。
- 5 長野県男女共同参画推進指導委員は、前項の勧告をした場合において、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、当該勧告の内容を公表することができる。
- 6 関係する県の機関は、第4項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

第3章 長野県男女共同参画推進指導委員 (設置)

- 第29条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、長野県男

女共同参画推進指導委員（以下「指導委員」という。）を設置する。

(定数等)

- 第30条 指導委員の定数は、3人とする。

- 2 指導委員は、男女共同参画社会づくりに関し識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

- 第31条 指導委員の任期は、2年とする。

(合議による勧告等の決定)

- 第32条 第28条第4項の規定による勧告及び同条第5項の規定による公表の決定は、指導委員の合議によるものとする。

第4章 長野県男女共同参画審議会

(設置)

- 第33条 男女共同参画社会づくりに関する重要事項を調査審議するため、長野県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

- 第34条 審議会は、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関する事項
- (2) 県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に関する事項
- (3) 男女共同参画社会づくりの推進状況に関する事項
- (4) その他男女共同参画社会づくりに関する重要事項

- 2 審議会は、前項第2号に規定する施策の実施状況について調査審議し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

- 第35条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

- 3 委員は、男女共同参画社会づくりに関し識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

- 第36条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第37条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第38条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。

第5章 補則

(補則)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2章第3節、第3章、第4章、附則第3項及び附則第4項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(以下 略)

男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日法律第78号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の

促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的

な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規

定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日号外法律第64号)

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条―第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条―第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条―第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条―第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇

用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性

の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等 (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
- ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画

（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
- (基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(昭和四十七年法律第百十三号) 第十三条第一項の規定に基づき講じている措置に関する情報を公表していること、同法第十九条に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであること

その他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連

合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従

事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内

閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異
- 二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合
- 三 前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる情報

二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用する職員の男女の給与の額の差異

二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

三 前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相

まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般

事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかったとき。

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反したとき。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）

は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（以下 略 ）

※掲載条文には令和8年10月1日施行の改正内容を含む。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を

及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等
(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者

を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）

は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他そ

の通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記

録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てに

より、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限り。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等

をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
 - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
 - 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。
- （迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面を

もってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せら

れているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除〔令和五年五月法律三〇号〕
(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関して

は、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面

の三第一項	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録され	事項

	た事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	
第二百十五條第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一條の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一條第四項	電子調査	調査
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資す

るため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)

及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号	配偶者	特定関係者

並びに第十八条第一項		
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、

これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。
(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(以下 略)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和4年5月25日号外法律第52号)

目次

第一章 総則（第一条—第六条）
第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
第五章 罰則（第二十三条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下

「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉

法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用
（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託

して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(以下 略)

長野県県民文化部人権・男女共同参画課

住 所 〒380-8570
長野市大字南長野字幅下 692-2

電 話 (直通) 026-235-7106
(代表) 026-232-0111

電子メール jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp



しあわせ信州

山々と育む すこやかな国